

第 6 期障がい者計画・障がい福祉計画

第 2 期障がい児福祉計画

(素案)

南 相 馬 市

はじめに

南相馬市長 門 馬 和 夫

目次(案)

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 国計画の主な内容	7
(1)第4次障害者基本計画について	7
(2)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて	8
3 計画の位置付け	11
4 計画の期間	13
5 計画の策定体制	13
(1)市民協働での仕組みづくり	13
(2)障がい福祉に関するアンケート調査の実施	14
(3)関係団体アンケート調査の実施	14
(4)パブリックコメント等の住民意見の聴取	15
第2章 障がい者を取りまく現状	17
1 障がい者等の推移	19
(1)人口・世帯数の推移	19
(2)障がい者等の状況	20
(3)就労の状況	26
(4)健診の状況	27
(5)就学の状況	28
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果	30
(1)権利擁護について	30
(2)障がい福祉サービスについて	32
(3)療育・保育・教育について	34
(4)地域生活について	36
(5)保健・医療サービスについて	38
(6)就労について	39
(7)市内の生活環境について	41
(8)災害時の避難について	43
3 関係団体アンケート調査結果	45
(1)地域生活への移行について	45
(2)権利擁護・人権擁護の推進について	45
(3)障がい者(児)に対する支援について必要だと思うこと	45
(4)災害発生時の取り決めや準備について決めていることについて	46
(5)その他、意見や要望	46

4 前計画の総括	47
(1)基本施策1 権利擁護・合理的配慮の推進	47
(2)基本施策2 障がいのある人への支援の充実	48
(3)基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実	49
(4)基本施策4 地域における支援体制の充実	50
(5)基本施策5 保健・医療サービスの充実	51
(6)基本施策6 社会参加の促進と自立への支援	51
(7)基本施策7 安心して暮らせる生活環境づくり	52
(8)基本施策8 震災からの復興と災害対策の推進	52
第3章 計画の基本理念と体系	53
1 基本理念	55
2 計画の基本目標及び基本施策	56
3 計画の体系	58
第4章 障がい者計画の施策の展開	61
1 権利擁護・人権擁護の推進	63
(1)障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実	63
(2)障がい者差別の解消、合理的配慮の推進	65
(3)障がい者への虐待防止施策の充実	66
(4)障がい者の権利擁護施策の充実	66
2 障がいのある人への支援の充実	68
(1)障がいのある人への支援施策の普及	68
(2)相談体制の充実	69
(3)日常生活を支えるサービスの充実	71
(4)発達障がい者への支援	72
(5)障がいのある人の高齢化への対応	72
(6)経済的安定施策の周知	73
3 障がいのある子どもへの支援の充実	74
(1)障がいのある子どもへの支援	74
(2)障がいのある子どもの親への支援	75
(3)切れ目のない支援体制の構築	76
(4)保健・保育・教育・医療との連携	76
(5)発達障がい児への支援	79
4 地域における支援体制の充実	80
(1)地域自立支援協議会の運営の強化	80
(2)関係団体との連携強化・充実	80
(3)福祉を担う人材の確保・養成	82
(4)地域移行・地域定着支援の充実	83
(5)地域生活支援拠点等の整備	83

5 保健・医療サービスの充実	86
(1)健康づくりの推進.....	86
(2)保健・医療との連携.....	87
(3)心の健康の充実.....	88
6 社会参加の促進と自立への支援	89
(1)障がいのある人の雇用(就労)の場の確保.....	89
(2)就労定着に向けた支援.....	91
(3)スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実.....	91
7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進	93
(1)やさしいまちづくりの推進.....	93
(2)障がいのある人の生活の場の確保.....	94
(3)防犯対策の推進.....	95
(4)災害対策.....	96
(5)感染症対策.....	97
(6)情報提供の充実.....	98

第5章 障がい福祉計画の事業の展開..... **99**

1 成果目標の設定	101
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	101
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	102
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	102
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	103
(5)相談支援体制の充実・強化等.....	105
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	106
2 自立支援給付事業の推進	107
(1)訪問系サービス.....	108
(2)日中活動系サービス.....	110
(3)居住系サービス.....	116
(4)相談支援.....	118
3 地域生活支援事業の実施	120
(1)理解促進研修・啓発事業.....	120
(2)相談支援事業.....	120
(3)成年後見制度利用支援事業.....	122
(4)コミュニケーション支援事業.....	123
(5)日常生活用具給付等事業.....	124
(6)移動支援事業.....	126
(7)地域活動支援センター機能強化事業.....	126
(8)訪問入浴サービス事業.....	127
(9)日中一時支援事業.....	127
(10)社会参加促進事業.....	128
(11)発達障がい者等に対する支援.....	130

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開 131

- 1 成果目標の設定 133
 - (1) 障害児支援の提供体制の整備等 133
- 2 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実 135
 - (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 135
 - (2) 障害児相談支援 137
 - (3) 子ども・子育ての支援等における体制整備 137

第7章 計画の推進 137

第8章 資料編 137

- 1 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱 137
- 2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿 137
- 3 計画策定の経緯 137

< 「障がい」の表記について >

障害の「害」という漢字が、マイナスのイメージを受け好ましくないという意見があるため、本計画では、法令用語、施策名称、固有名詞を除いて、ひらがな表記にしています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

さらに、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

平成29年3月に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、地域共生社会の実現のための規定の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児支援の提供体制の計画的な整備、発達障害者支援の一層の充実が示されています。

平成30年3月に策定された「第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）」においては、各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重」「アクセシビリティの向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」等を掲げています。

本市では、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「第5期 障がい者計画・障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、国の制度改正、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化等を踏まえて、障がい者施策の推進を計画的に図ってきました。

このたび、現行の「第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）の計画期間が終了となることから、これまでの計画を見直し、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする新たな「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定します。また、本計画では、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりをもって生き生きと暮らせるまちづくりの推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題などを踏まえ、策定するものとします。

[障がい者制度改革の動向]

平成18年4月～「障害者自立支援法」施行

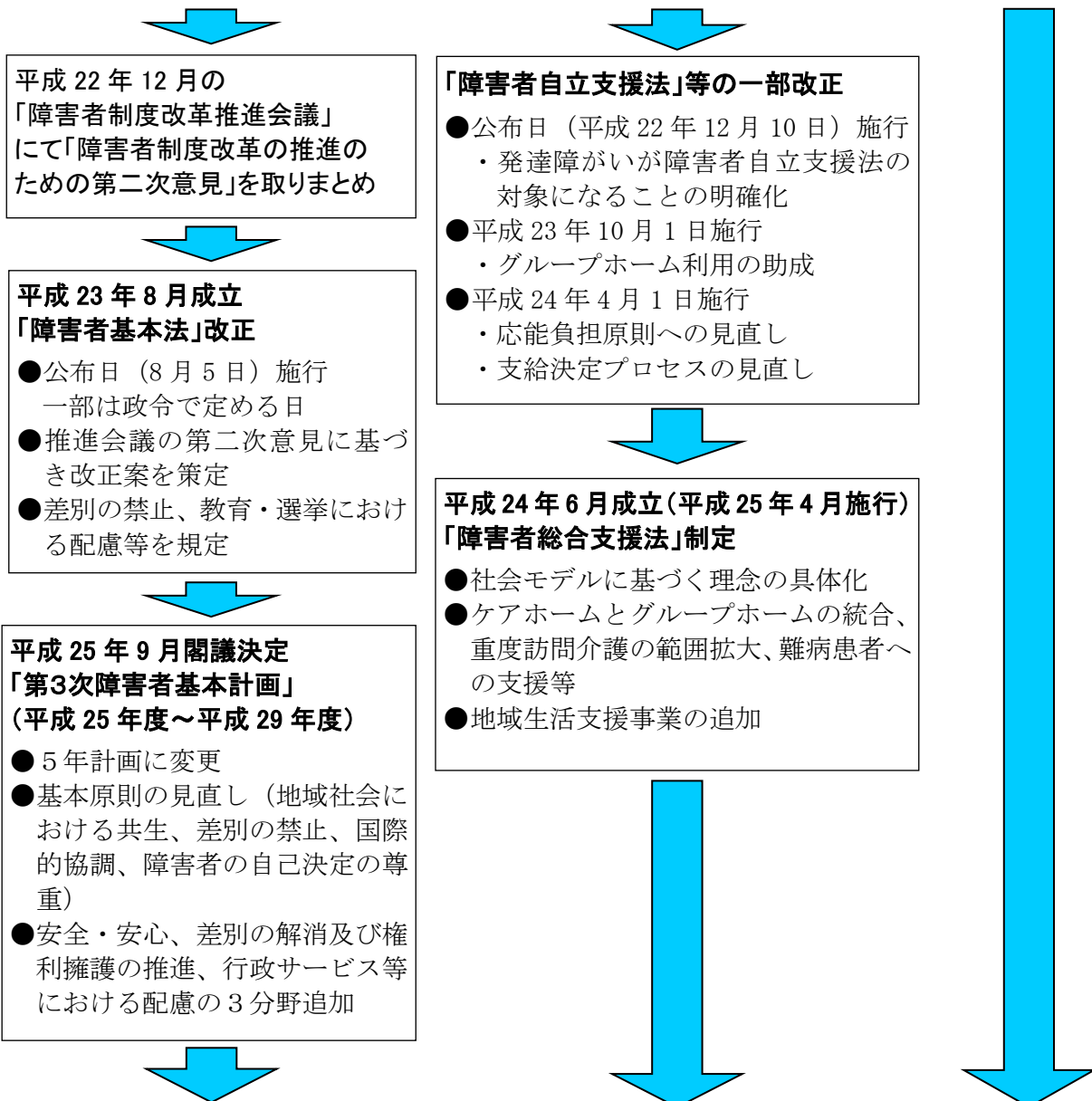
- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※平成26年1月批准）

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障、障がいに基づく差別を禁止

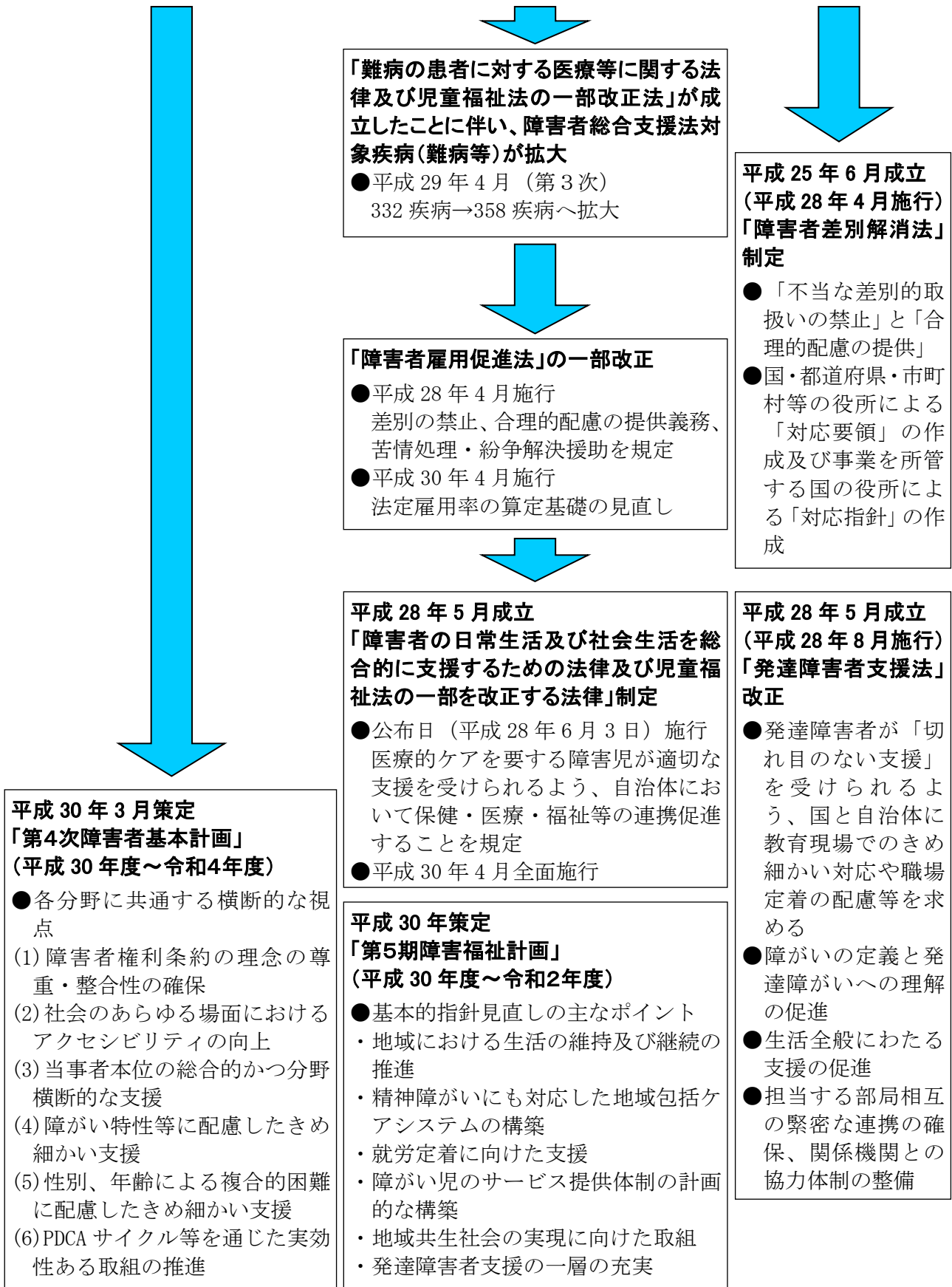
平成22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現



[障がい者制度改革の動向の続き]

共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ(平成26年2月19日～)



[障がい者制度改革の動向の続き]



平成31年3月閣議決定

(一部を除き令和2年4月施行)

「障害者雇用促進法」の一部改正

- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（令和2年4月施行）

令和3年策定(予定)

「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」

(令和3年度～令和5年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
 - ・地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点等における機能の充実
 - ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・発達障がい者等に対する支援
 - ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ・相談支援体制の充実・強化等（新規）
 - ・障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）
 - ・障がい福祉人材の確保
 - ・障がい者の社会参加を支える取組

2 国計画の主な内容

(1) 第4次障害者基本計画について

障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇒ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行⇒ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定⇒ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

○社会的障壁の除去のため、**障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要**
○社会のあらゆる場面で**アクセシビリティ向上の視点を**取り入れることを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題②：性別、年齢による複合的困難への配慮

○障害のある女性や障害のある子供は**複合的困難な状況**に置かれる場合がある
○**複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮**が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

○“Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
○PDCAサイクルを**構築・着実に実行**し、障害者施策の**不断の見直し**を行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5)性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という**当たり前の価値観を社会全体で共有**し、障害者と障害のない者が、**お互いに自然な態度で接する**ことが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年5月19日に国の基本指針の一部改正が告示されました。基本指針見直しの主なポイントとして、積極的な周知・広報等による障がい福祉人材の確保、環境整備によって障がい者の方の文化芸術活動を支援し、社会参加を支える取組の推進などが挙げられています。

<第6期計画基本指針見直しの主なポイント>

①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。 ●アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。
③相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。
④障がい福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の実施、多職種間の連携の推進、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組む。
⑤福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。 ●就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加する。定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容に合わせて設定する。 ●このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援 ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進 ③高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築
⑥発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。
⑦障がい者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。 ●視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
<p>⑨障害児通所支援等の地域支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。 ●障がい児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。 ●保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。 ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。 ●特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。 ・重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。
<p>⑩障害福祉サービス等の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が真に必要な障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築する。

＜障がい福祉サービス等に係る成果目標＞

①福祉施設から地域生活への移行	【地域生活移行者の増加】 ・令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
	【施設入所者数の削減】 ・令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数】（都道府県） ・平均316日以上（新）
	【精神病床における1年以上長期入院患者数】（都道府県） ・65歳未満、65歳以上それぞれの目標値を国が提示する推定式により設定
	【精神病床における退院率】（都道府県） ・入院後3カ月時点の退院率を69%以上、6カ月時点86%以上、1年時点92%以上
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
④福祉施設から一般就労への移行	【一般就労移行者の増加】 ・令和元年度実績の1.27倍以上 うち就労移行支援 1.30倍以上、就労A型 1.26倍以上、就労B型 1.23倍以上（新）
	【職場定着率の増加】 ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用（新） ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に（新）
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】 ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域設置も可） ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】（都道府県） ・児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保（新）
	【重症心身障がい児を支援する事業所の確保】 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域確保も可）
	【医療的ケア児支援のための協議の場の設置】 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する（圏域確保も可）（一部新）
⑥相談支援体制の充実・強化【新項目】	・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新項目】	・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築

3 計画の位置付け

「第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項」に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、並びに「児童福祉法第33条の20第1項」に基づき障がい児相談支援の提供体制の整備や、障がい児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的とした「障がい児福祉計画」の3つの計画からなっています。

障がい児福祉計画は、「児童福祉法」の一部改正により、同法第33条の20に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。市町村障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20第6項及び「障害者総合支援法」第88条第6項の規定により、市町村障害福祉計画と一体に策定することができる計画であるとされていることから、障がい福祉計画と一体的に策定するものとしています。

○障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

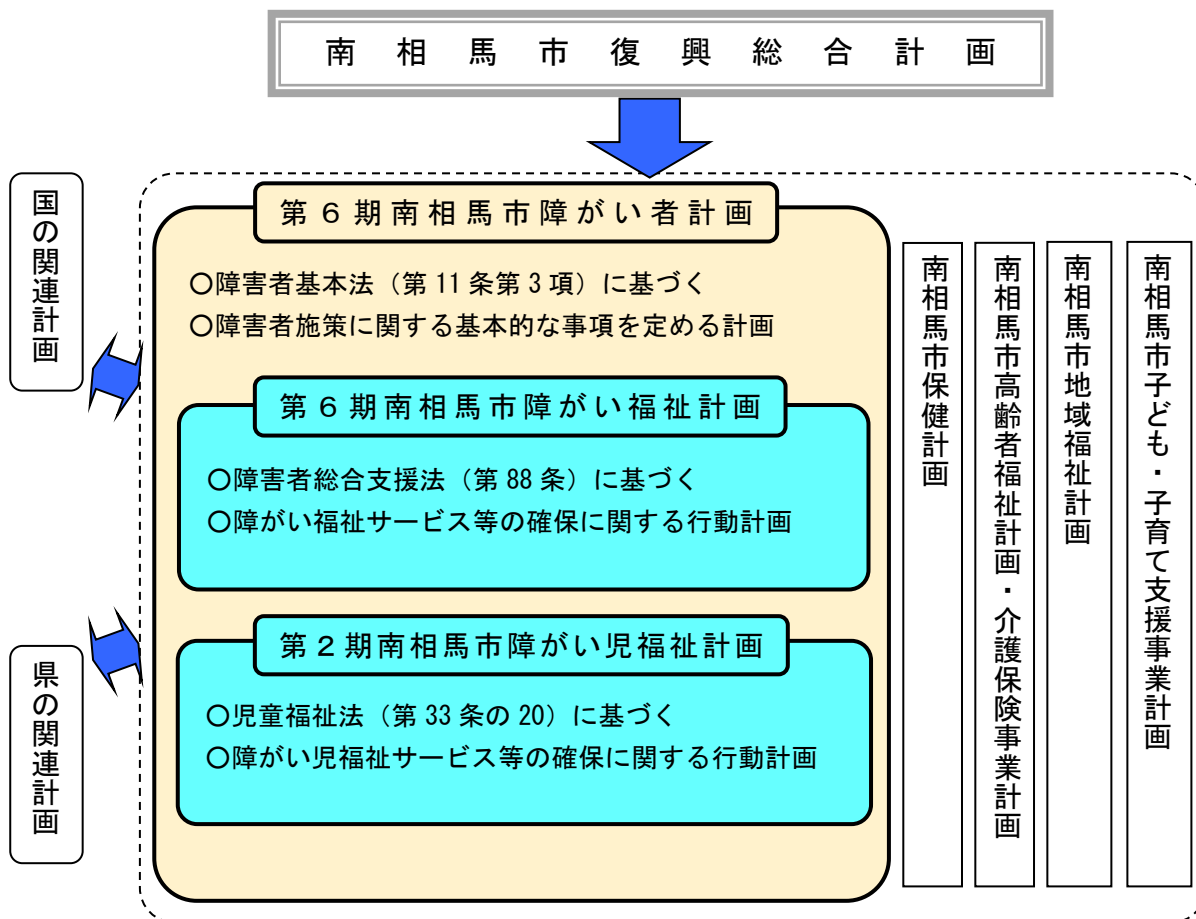
○障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

○児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

本計画は、障がいのある人が自立した生活のもと安心して暮らすことができるとともに、障がいのある人もない人も一人の人間として尊重され、互いに思いやりをもって生き生きと暮らせるまちづくりの推進を目的に、国が定める基本指針や県の計画、現行計画における取り組み上の課題等を踏まえ、策定するものです。



4 計画の期間

「第6期 障がい者計画」及び「第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画」は、令和3年度から5年度（2023年度）までの3か年計画です。令和5年度（2023年度）末を見据えた数値目標を設定し、その目標達成に向けた計画とします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者計画 障がい福祉計画	第4期計画								
			見直し	第5期計画					
障がい児福祉計画				第1期計画					
						見直し	第2期計画		

5 計画の策定体制

（1）市民協働での仕組みづくり

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条9項及び児童福祉法第33条の20第9項において、「市町村障害（児）福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならない。」と規定されていることから、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の委員の意見を聴取し、市民協働による計画の策定に努めました。

●南相馬市

南相馬市は本計画の決定機関として、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の提案を尊重し、庁議において計画を決定します。また、担当課は計画策定全般にわたる事務局機能全般及び庁内調整を行います。

●南相馬市・飯館村地域自立支援協議会

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会は、計画を協議する機関であり、相談支援、保健医療、教育、就労支援、権利擁護等の各関係機関で構成します。

●市民、地域団体関係機関 など

市民、地域団体、関係機関は、計画を推進する主体者として、アンケートやパブリックコメントを通じた計画全般への意見を提言し、計画策定及び計画推進に積極的に関与していただきます。

(2) 障がい福祉に関するアンケート調査の実施

①調査の目的

「第6期 障がい者計画」及び「第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市内にお住まいの支援を必要とされている方々などの生活の様子や将来の希望等についてサービス向上を目指すための計画策定における基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

②調査期間

令和2年6月19日(金)～令和2年7月7日(火)

※集計処理にあたっては、7月13日着分の調査票まで含めています

③調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、障がい(児)福祉サービス利用者、難病の方 2,000人

④調査方法

郵送による配布・回収

※回収率向上策として、礼状兼督促状を令和2年6月30日(火)に発送しました

⑤回収状況

配布数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②/①
2,000	1,245	1,245	62.3%

(3) 関係団体アンケート調査の実施

① 調査の目的

市内の発達支援関係団体、障がい児・者団体に対し、課題や要望等を中心に意見をいただき、計画策定の基礎資料とするために調査を実施しました。なお、前期までの計画策定時にはヒアリング形式で調査を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、郵送のアンケート方式で調査を実施いたしました。

② 調査期間

令和2年8月25日(火)～9月18日(金)

③ 実施方法

郵送による配布・回収

④ 回答団体

いち・に・さんの会、おひさまクラブ、家族会あおい麦、原町手話サークル 耳通口、
パソコン要約筆記 南相馬、福島県視覚障がい者協会 相双方部、
福島県自閉症協会 相双分会、南相馬市原町手をつなぐ親の会、
南相馬市福祉事業所連絡協議会、朗読ボランティアこだまの会

⑤ 調査内容

「団体の対象者」「会員の人数、新規加入者、退会者」「団体の活動頻度」「団体の活動内容」
「地域生活に必要なこと」「偏見や差別を解消するための取り組み」
「障がい児・者支援で必要なこと」「災害対策」「南相馬市への要望」

(4) パブリックコメント等の住民意見の聴取

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策等の案をよりよいものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画についても素案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ、社会福祉課、市民課総合案内窓口、各区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター、市民情報交流センターにおいて計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

第2章 障がい者を取りまく現状

第2章 障がい者を取りまく現状

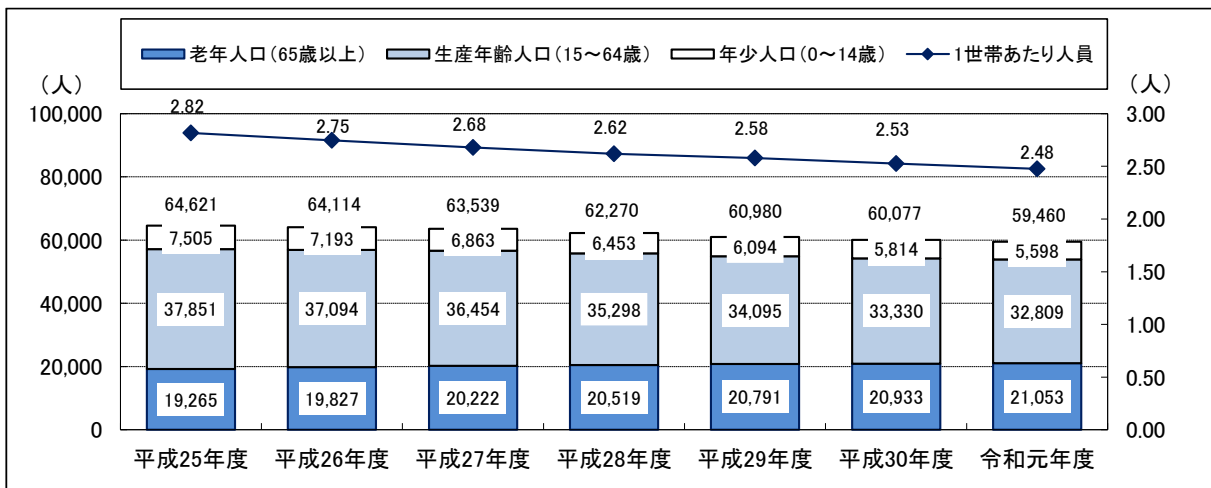
1 障がい者等の推移

(1) 人口・世帯数の推移

各年度末時点での本市の総人口の推移は、令和元年度末時点で 59,460 人と、平成 25 年度末の 64,621 人から 5,161 人減少 (8.0%減) しています。高齢者人口割合については平成 25 年度から令和元年度にかけて増加、一方で年少人口割合と生産年齢人口割合については減少しており、少子高齢化が進行している状況がうかがえます。

また、世帯数については平成 25 年度以降は年々増加しており、平成 29 年度にわずかに減少したもののその後増加に転じ、令和元年度末には 24,015 人となっています。これにより、1 世帯あたりの人数は減少し続けています。

<人口・世帯数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市住民基本台帳

<人口・世帯数の推移（各年度末現在）>

(単位：人・世帯・%)

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総人口		64,621	64,114	63,539	62,270	60,980	60,077	59,460
0~14歳		7,505	7,193	6,863	6,453	6,094	5,814	5,598
年少人口割合		11.6	11.2	10.8	10.4	10.0	9.7	9.4
15~64歳		37,851	37,094	36,454	35,298	34,095	33,330	32,809
生産年齢人口割合		58.6	57.9	57.4	56.7	55.9	55.5	55.2
65歳以上		19,265	19,827	20,222	20,519	20,791	20,933	21,053
高齢者人口割合		29.8	30.9	31.8	33.0	34.1	34.8	35.4
世帯数		22,936	23,335	23,716	23,779	23,657	23,777	24,015
1世帯あたりの人数		2.82	2.75	2.68	2.62	2.58	2.53	2.48

※外国人住民を含む。

出典：南相馬市住民基本台帳

(2) 障がい者等の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

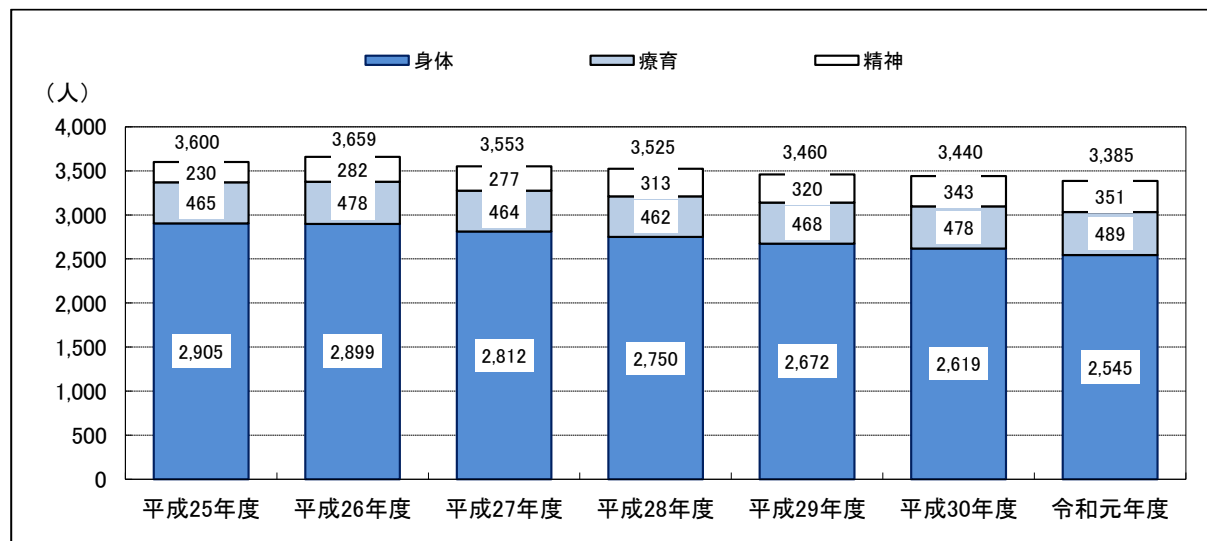
各年度末時点での本市の障がい児者数について、各種手帳所持者数を合算した人数の推移をみると、令和元年度末で3,385人と、平成25年度末の3,600人から215人減少(6.0%減)していますが、前頁のとおり市内の人口自体が減少しており、人口における障害児者手帳所持者の割合としては、平成25年度末の5.6%から令和元年度末では5.7%と増加しています。

また、手帳の種類別でみると、身体障害手帳所持者は平成25年度以降減少傾向となり、令和元年度末には2,545人となっています。

療育手帳所持者は平成25年度から平成27年度まで470人前後で推移していましたが、平成28年度以降は増加傾向となり、令和元年度末には489人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成27年度以降は増加傾向となり、令和元年度末には351人となっています。

＜障がい児者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

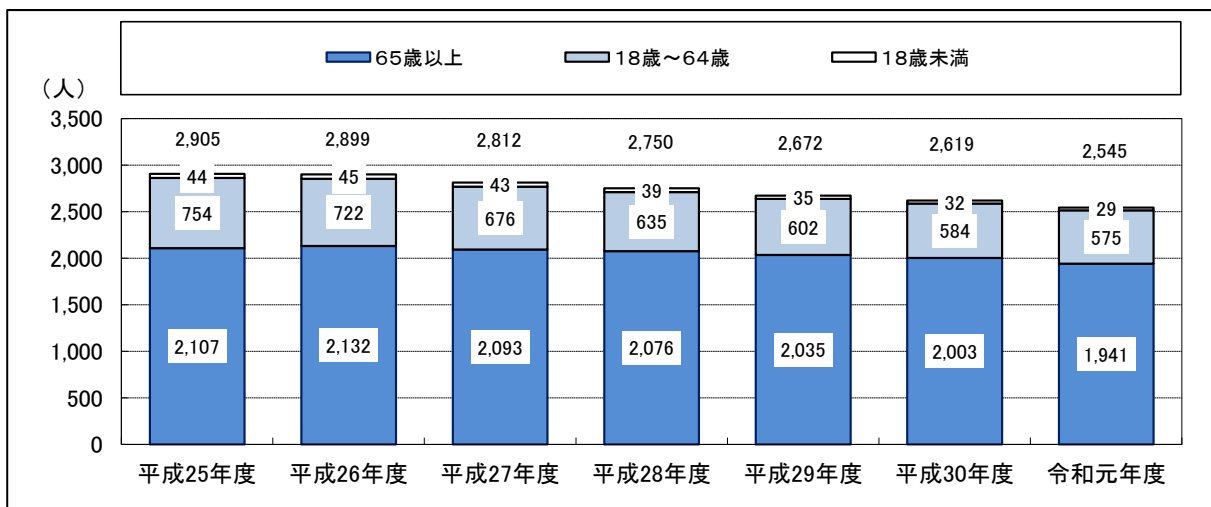
②身体障害者手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末では2,545人と、平成25年度末の2,905人から360人減少（12.4%減）しています。

年代別にみると、令和元年度末の65歳以上は1,941人（平成25年度末から166人減少、7.9%減）、18歳～64歳は575人（平成25年度末から179人減少、23.7%減）、18歳未満は29人（平成25年度末から15人減少、34.1%減）となっており、いずれの年代においても減少しています。

人口における身体障害者手帳所持者数の割合としては、平成25年度末の4.5%から令和元年度末では4.3%と減少しています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜身体障害者手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

（単位：人）

年度 等級	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1級	943	939	926	908	876	869	830
2級	405	405	380	371	351	333	326
3級	456	452	430	429	423	406	389
4級	657	647	633	606	607	615	616
5級	227	228	222	216	207	197	189
6級	217	228	221	220	208	199	195
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	2,905	2,899	2,812	2,750	2,672	2,619	2,545

出典：南相馬市社会福祉課

第2章 障がい者を取りまく現状

＜身体障害者手帳所持者の障がい種類別の内訳（令和元年度末現在）＞

（単位：人）

種類 等級	視覚 障がい	聴覚 平衡 機能 障がい	音声・ 言語そ しゃく 機能 障がい	肢体 不自由	心臓 機能	呼吸器 機能	じん臓 機能	肝臓 機能	ぼうこう ・ 直腸 ・ 小腸 ・ 免疫機能	計
1級	61	3	1	228	359	8	166	3	1	830
2級	51	38	3	225	3	2	0	0	4	326
3級	6	23	16	218	93	19	1	1	12	389
4級	9	86	8	345	52	5	1	0	110	616
5級	24	2	0	163	0	0	0	0	0	189
6級	20	75	0	100	0	0	0	0	0	195
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	171	227	28	1,279	507	34	168	4	127	2,545

出典：南相馬市社会福祉課

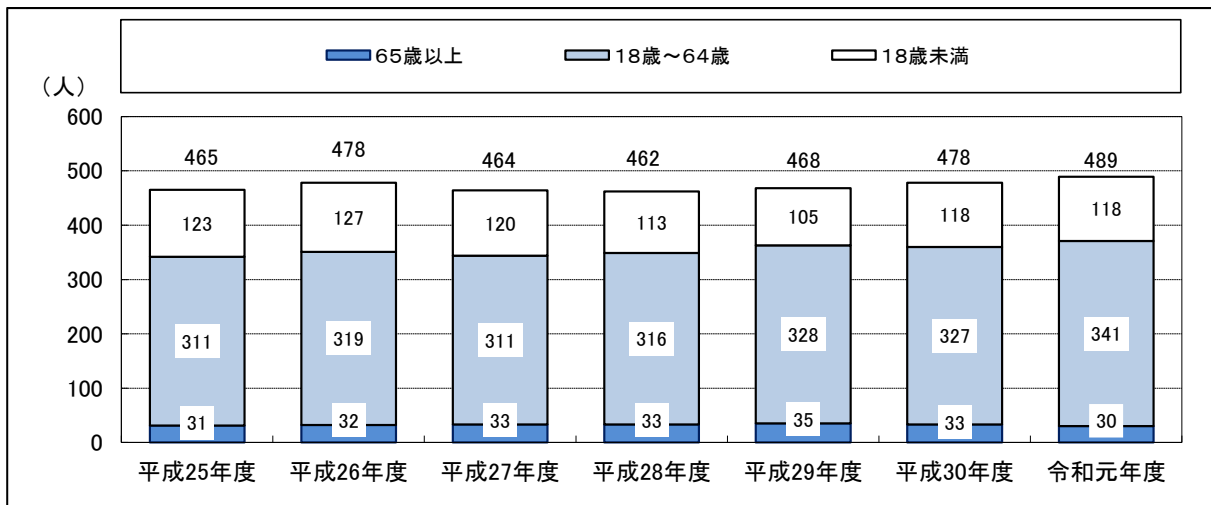
③療育手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末では 489 人と、平成 25 年度末の 465 人から 24 人増加（5.2%増）しています。

年代別にみると、令和元年度末の 65 歳以上は 30 人（平成 25 年度末から 1 人減少、3.2%減）、18 歳～64 歳は 341 人（平成 25 年度末から 30 人増加、9.6%増）、18 歳未満は 118 人（平成 25 年度末から 5 人減少、4.1%減）となっており、65 歳以上と 18 歳未満では減少、18 歳～64 歳では増加しています。

人口における療育手帳所持者数の割合としては、平成 25 年度末の 0.7%から令和元年度末では 0.8%と増加しています。

<療育手帳所持者数の推移（各年度末現在）>



出典：南相馬市社会福祉課

<療育手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）>

(単位：人)

年度 障がい 程度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
A（最重度）	12	17	18	19	25	23	28
A（重度）	118	114	110	106	101	99	94
B（中度）	209	206	202	195	195	194	185
B（軽度）	126	141	134	142	147	162	182
計	465	478	464	462	468	478	489

出典：南相馬市社会福祉課

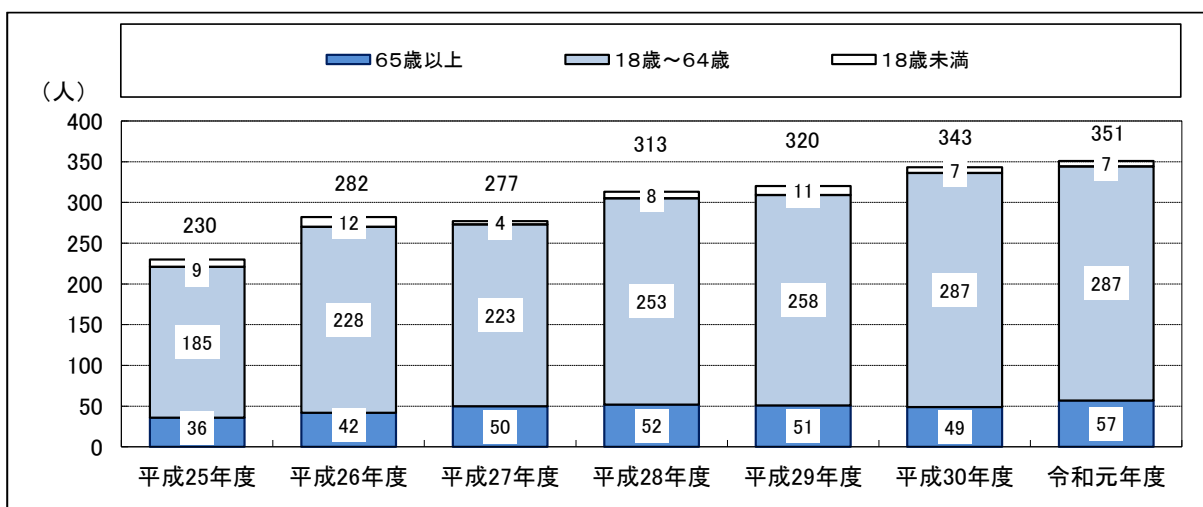
④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年度末時点での本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末では351人と、平成25年度末の230人から121人の増加（52.6%増）となっています。

年代別にみると、令和元年度末の65歳以上は57人（平成25年度末から21人増加、58.3%増）、18歳～64歳は287人（平成25年度末から102人増加、55.1%増）、18歳未満は7人（平成25年度末から2人減少、22.2%減）となっており、65歳以上と18歳～64歳では増加、18歳未満では減少しています。

人口における精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合としては、平成25年度末の0.4%から令和元年度末では0.6%と増加しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：南相馬市社会福祉課

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の等級の推移（各年度末現在）＞

（単位：人）

年度 等級	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1級	35	41	34	42	40	37	35
2級	141	173	168	190	198	208	204
3級	54	68	75	81	82	98	112
計	230	282	277	313	320	343	351

出典：南相馬市社会福祉課

⑤自立支援医療受給者の状況

本市の自立支援医療費受給者数の推移をみると、更生医療受給者証所持者数は平成27年度から平成29年度にかけて減少傾向、平成30年度以降は14人で推移しています。育成医療受給者証所持者数は、平成27年度から平成29年度までは4人で推移していましたが平成30年度に微増し、令和元年度は6人となっています。精神通院医療受給者証所持者数は平成27年度から平成30年度まで増加傾向にありましたが、平成30年度以降は減少傾向となっており、令和元年度は604人となっています。

<自立支援医療受給者数の推移>

(単位：人)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
更生医療受給者証 所持者数(各年度実人数)		21	20	11	14	14
育成医療受給者証 所持者数(各年度実人数)		4	4	4	7	6
精神通院医療受給者証 所持者数(各年度末現在)		575	624	634	629	604
計		600	648	649	650	624

出典：福島県、南相馬市

⑥特定疾患患者の状況

<特定疾患患者数の推移>

(単位：人)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
指定難病医療費受給者 証交付数 (各年度末現在)		508	520	471	468	471
小児慢性特定疾病 医療費受給者証交付数 (各年度10月1日現在)		35	30	39	35	30

出典：福島県

(3) 就労の状況

<民間企業における雇用状況(各年6月1日現在)>

法定雇用率 2.0%

	年度	対象企業数	常用労働者数	障がい者数	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業の割合 (%)
福島県	H25	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69	46.6
	H26	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76	47.9
	H27	1,308	230,980.0	4,244.5	1.84	50.5
	H28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	H29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7
	H30	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1
	R1	1,464	243,013.5	5,126.0	2.11	54.7
相双	H25	67	7,689.0	130.5	1.70	55.2
	H26	66	7,972.0	153.5	1.93	62.1
	H27	70	7,910.5	164.0	2.07	61.4
	H28	71	7,554.0	176.5	2.34	69.0
	H29	81	8,502.0	189.5	2.23	70.4
	H30	84	8,745.0	194.5	2.22	72.6
	R1	89	9,177.5	218.0	2.38	69.7

*平成25年4月1日に法定雇用率が1.8%から2.0%に改正されたため、対象企業は平成25年より50人以上規模となっている。なお、平成30年4月1日に、法定雇用率が2.2%に引き上げられた。令和3年4月までに更に0.1%引き上げとなる。

*常用雇用重度身体・知的障がい者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は0.5カウントしている。

*平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

出典：ハローワーク相双 障害者の雇用状況の推移

(4) 健診の状況

健診で経過観察*が必要となった幼児数をみると、1歳6か月児は令和元年度末で要観察幼児数143人、要観察幼児率48.6%となっています。

また、3歳児は令和元年度末で要観察幼児数80人、要観察幼児率23.7%となっています。

※健康診査時に助言指導を行い、その結果の確認やその経過を定期的に確認する必要があり、主に言語や運動、精神発達の遅れ等があげられる。

<健診で経過観察が必要となった幼児数（各年度末現在）>

	項目	年度						
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1歳 6か月 児	健康診査 対象幼児数	236	258	326	335	363	346	300
	健康診査 受診幼児数(A)	231	248	322	334	360	340	294
	要観察 幼児数(B)	151	122	183	151	181	164	143
	要観察 幼児率(B/A)	65.4%	49.2%	56.8%	45.2%	50.3%	48.2%	48.6%
3歳児	健康診査 対象幼児数	250	247	291	284	351	355	345
	健康診査 受診幼児数(C)	239	240	286	275	344	345	337
	要観察 幼児数(D)	129	85	122	68	100	80	80
	要観察 幼児率(D/C)	54.0%	35.4%	42.7%	24.7%	29.1%	23.2	23.7%

出典：南相馬市健康づくり課

(5) 就学の状況

小学校の就学状況をみると、平成25年度から平成28年度まで増加傾向にありましたが、平成29年度からは減少傾向に転じ、令和2年度の児童数は2,011人となっています。一方、特別支援学級在籍児童数については平成25年度から概ね増加傾向であり、令和2年度は96人となっています。福島県立相馬支援学校通学児童数については増減を繰り返しており、令和2年度は15人となっています。

中学校の就学状況をみると、平成25年度から平成27年度まで増加傾向にありましたが、平成28年度からは減少傾向に転じ、令和2年度は1,178人となっています。一方、特別支援学級在籍生徒数と相馬支援学校通学生徒数については増減を繰り返しており、令和2年度の特別支援学級在籍生徒数は30人、相馬支援学校通学生徒数は14人となっています。

高校の就学状況をみると、相馬支援学校通学生徒数については増減を繰り返しており、令和2年度には33人となっています。

<市内(市外)小中学校及び高等部の就学状況(各年度5月1日現在)>

(単位：人)

小学校	項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	①市内児童数	2,037	2,132	2,150	2,166	2,158	2,090	2,021	2,011
内：特別支援学級 在籍児童数	43	50	57	74	79	82	82	96	
②相馬支援学校 通学児童数	18	18	16	20	15	17	14	15	

中学校	項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	①市内生徒数	1,261	1,331	1,354	1,290	1,266	1,254	1,206	1,178
内：特別支援学級 在籍生徒数	26	25	24	29	31	36	35	30	
②相馬支援学校 通学生徒数	10	7	12	12	13	11	14	14	

高等部	項目 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	相馬支援学校 通学生徒数	24	26	33	28	24	23	30	33

出典：南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

＜市内(市外)小中学校及び高等部の児童・生徒数（令和2年5月1日現在）＞

(単位：人)

	項目	学年					
		1	2	3	4	5	6
小学校	①児童数	346	285	330	321	358	371
	内：特別支援学級 在籍児童数	13	14	14	14	20	21
	②相馬支援学校 通学児童数	2	1	3	2	4	3
中学校	①生徒数	384	367	427	/		
	内：特別支援学級 在籍生徒数	5	11	14			
	②相馬支援学校 通学生徒数	3	5	6			
高等部	相馬支援学校 通学生徒数	11	8	14	/		

出典：南相馬市学校教育課
福島県立相馬支援学校

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(1) 権利擁護について

①差別や偏見、疎外感を感じること

全体では「外での人の視線」が21.3%と最も多く、以下「仕事や収入面」(9.9%)、「隣近所づきあい」(8.2%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、重複所持者では「外での人の視線」「仕事や収入面」等が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は「隣近所づきあい」(22.5%)も多くなっています。

＜差別や偏見、疎外感を感じること（全体・障がい区分別）＞

	調査数 (n)	外での人の 視線	仕事や 収入面	隣近所づき あい	病院など医療 機関の利 用等	交通機 関の利 用等	店 な ど の 応 対	市 職 員 の 応 対 ・ 態 度	公 共 施 設 の 利 用 等	情 報 の 収 集	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン や	地 区 の 行 事 ・ 集 ま り	教 育 の 場	学 習 機 会 や ス ポ ー ツ ・ 趣 味 の 活 動	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	1,245	21.3	9.9	8.2	8.0	6.7	5.7	5.5	5.4	5.3	4.9	3.0	3.0	1.8	46.7	12.2	
身体	818	17.0	5.6	6.6	7.7	6.7	3.9	4.8	4.5	3.7	4.5	1.0	2.1	1.3	51.7	14.3	
療育	178	35.4	18.0	8.4	9.6	9.0	11.8	7.3	12.4	6.2	5.6	6.2	5.1	2.2	40.4	5.1	
精神	102	32.4	26.5	22.5	7.8	7.8	10.8	10.8	2.0	16.7	8.8	2.0	4.9	4.9	29.4	6.9	
重複	47	29.8	23.4	10.6	10.6	4.3	10.6	6.4	6.4	12.8	2.1	2.1	2.1	-	27.7	10.6	
手帳なし	80	18.8	6.3	3.8	5.0	2.5	1.3	2.5	3.8	2.5	5.0	17.5	6.3	1.3	46.3	7.5	

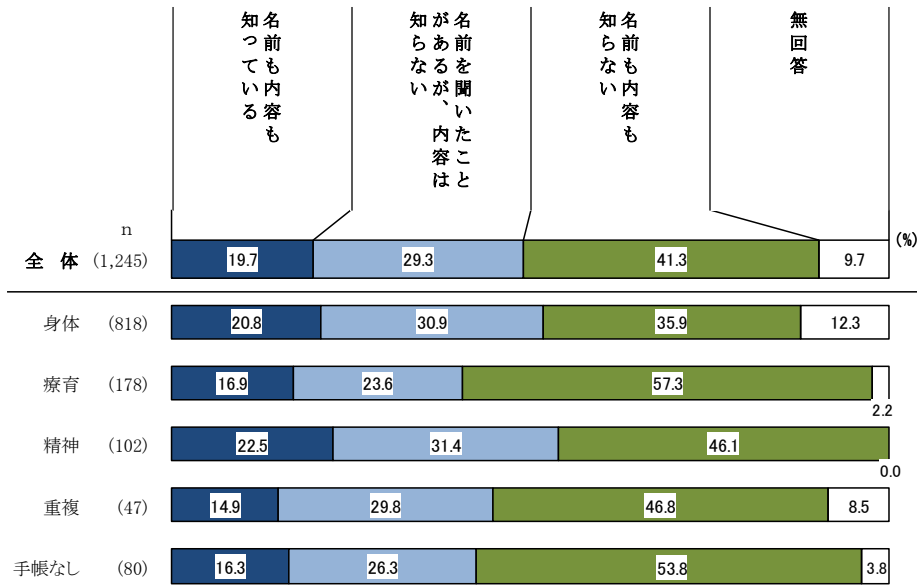
※調査結果の見方について

- 調査数（n）とは回答者数であり、100%が何人の回答に相当するかを示すものです。
- 調査数（n）が少数の場合は統計上の信頼性が低くなるため、文章中で言及していないことがあります。
- 障がい区分別の集計方法は以下のとおりです。
 - ・身体：身体障害者手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・療育：療育手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・精神：精神障害者保健福祉手帳のみを所持していると回答した方について集計
 - ・重複：複数の手帳を所持していると回答した方について集計
 - ・手帳なし：手帳を所持していないと回答した方について集計

②成年後見制度の認知度

全体では「名前も内容も知っている」が19.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.3%、「名前も内容も知らない」が41.3%となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、重複所持者では「名前も内容も知らない」が5割前後と多くなっています。

<成年後見制度の認知度（全体・障がい区分別）>



■課題■

差別や偏見、疎外感を感じることは、「外での人の視線」「仕事や収入面」「隣近所づきあい」等が多く挙げられており、障がいのある人が、家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで差別や偏見を感じることはないまちづくりの推進のため、市民への理解促進を図ることが求められます。

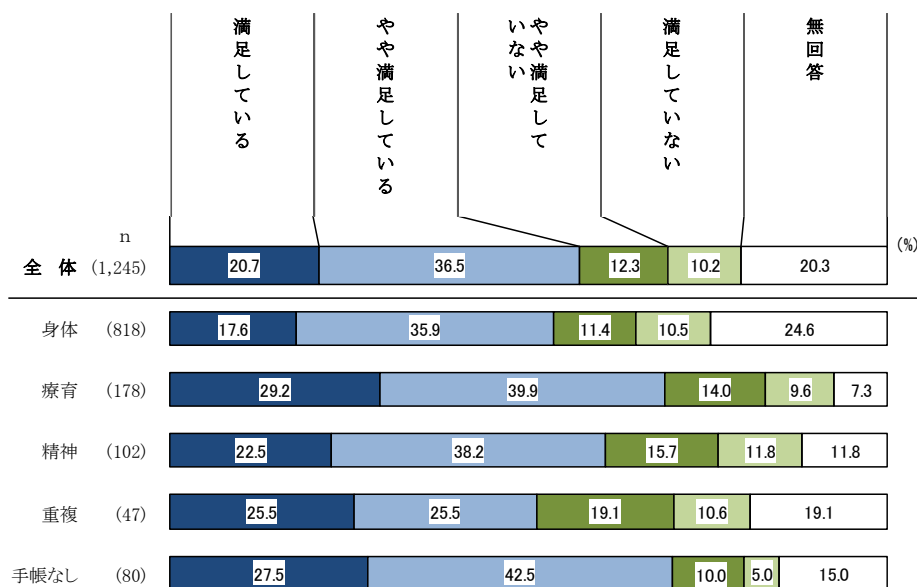
また、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」は約2割にとどまり、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が約3割、「名前も内容も知らない」が約4割となっています。認知度向上のための情報発信や利用促進を図っていくことが求められます。

(2) 障がい福祉サービスについて

①障がい福祉サービスの満足度

全体では満足している割合（「満足している」＋「やや満足している」）が 57.2%と、満足していない割合（「満足していない」＋「やや満足していない」）の 22.5%に比べて多くなっています。

<障がい福祉サービスの満足度（全体・障がい区分別）>



障がい福祉サービスに満足していない理由として、全体では「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が 57.5%と最も多く、以下「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」(39.6%)、「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」(33.6%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」(45.2%)「送迎等で家族の負担が大きいから」(31.0%)「通所先や入所施設等での利用者間の人間関係に不安があるから」(23.8%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解等に不安があるから」(17.9%)が多くなっています。

<障がい福祉サービスに満足していない理由（全体・障がい区分別）>

	調査数 (n)	サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから	サービス利用が大変だから	事業所が少ない等、利用しにくいから	使えるサービスが少ない、利用しにくいから	サービス利用についての相談先がないから	申請できないサービスがある	送迎等で家族の負担が大きいから	通所先や入所施設等での人間関係に不安があるから	医療ケア等を受ける入れないから	ヘルパーや施設職員等の障がいに対する理解等に不安があるから	その他	無回答
全体	280	57.5	39.6	33.6	26.8	20.0	18.2	12.1	10.4	7.5	7.9	5.4	
身体	179	61.5	43.6	27.9	28.5	23.5	14.5	5.6	11.7	3.4	6.7	4.5	
療育	42	38.1	35.7	45.2	21.4	19.0	31.0	23.8	11.9	16.7	14.3	9.5	
精神	28	60.7	28.6	39.3	32.1	3.6	3.6	32.1	7.1	17.9	7.1	7.1	
重複	14	78.6	21.4	28.6	21.4	14.3	21.4	14.3	7.1	14.3	7.1	-	
手帳なし	12	41.7	50.0	58.3	8.3	16.7	50.0	8.3	-	8.3	-	8.3	

②障がい福祉サービスについて相談しやすい体制

全体では「1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」が4割前後と多くなっています。障がい区別にみると、療育手帳所持者では「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(52.8%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(50.0%)、「平日の昼間以外も相談できること」(30.4%)、重複所持者の方では「地域の身近なところで相談できること」(51.1%)、手帳なしの方では「地域の身近なところで相談できること」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」(共に51.3%)が多くなっています。

<障がい福祉サービスについて相談しやすい体制（全体・障がい区別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口	地域の身近なところで相談できること	専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること	平日の昼間以外も相談できること	電話、ファックス、メール等を使って相談できること	その他	わからない	無回答
全体	1,245	44.7	43.6	42.4	20.4	15.4	1.7	13.7	7.3
身体	818	47.2	42.5	38.5	17.8	15.3	2.1	12.5	8.8
療育	178	37.6	42.7	52.8	24.7	14.6	1.7	20.8	2.2
精神	102	48.0	47.1	50.0	30.4	20.6	-	13.7	3.9
重複	47	40.4	51.1	44.7	23.4	10.6	-	8.5	6.4
手帳なし	80	38.8	51.3	51.3	22.5	13.8	-	12.5	5.0

■課題■

障がい福祉サービスに満足していない理由として、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が約6割と多く、それ以外にも「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」「使えるサービスが少なく（事業所が少ない等）、利用しにくいから」等が多くなっています。支援が必要な人に必要な情報が行き渡るような体制の構築や手続きの簡便化等、サービスを利用しやすい体制づくりが求められます。

また、障がい福祉サービスについて相談しやすい体制に必要なこととして、「1ヶ所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」「地域の身近なところでの相談」「専門的・継続的に相談に応じてくれる人の配置」が多くなっています。多様なニーズに対応するため、障がいの種別に関わらず、専門的な相談にも応じることが出来る総合的な相談支援体制の充実を図ることが求められます。

(3) 療育・保育・教育について

①療育・保育・教育全般で困っていること

全体では「療育・保育・教育についての情報が少ない」が24.0%と最も多く、以下「夏休みなど長期の休み中に仕事等が忙しく、子どもの面倒が十分みられない」が21.9%、「療育や機能訓練等の指導を受ける機会が少ない」が19.8%、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」が18.8%となっています。

<療育・保育・教育全般で困っていること（全体・障がい区分別）>

	調査数（n）	療育・保育・教育についての情報が少ない	夏休みなど長期の休み中に仕事等が忙しく、子どもの面倒が十分みられない	療育や機能訓練等の指導を受ける機会が少ない	先生の配慮や生徒たちの理解が得られない	友だちができない	帰宅後、下校後に仕事等が忙しく、子どもの面倒が十分みられない	園での活動や学校の授業にラムがあわけない（カリキュラム）	通園・通学の送迎が大変である	費用など経済的負担が大きい	障がい施設（保育所・幼稚園等）に入れない	障がいを理由として、児童クラブや預かり保育などのサービスを利用できない	障がいを理由として、児童クラブや預かり保育などのサービスを利用できない	トイレ等の設備が障がいのある人に配慮されていない	学校内・園内での介助が十分でない	い・療的なケア（投薬・吸引・導尿等）が受けられない	その他	特になし	無回答
全体	96	24.0	21.9	19.8	18.8	16.7	15.6	14.6	13.5	13.5	6.3	5.2	4.2	4.2	3.1	7.3	21.9	3.1	
身体	7	28.6	14.3	28.6	14.3	-	-	-	14.3	-	-	-	42.9	-	14.3	-	28.6	-	
療育	34	29.4	32.4	29.4	17.6	14.7	14.7	8.8	20.6	20.6	11.8	5.9	2.9	2.9	5.9	5.9	17.6	5.9	
精神	4	25.0	25.0	-	50.0	25.0	-	25.0	-	25.0	-	-	-	-	-	25.0	-	-	
重複	5	-	20.0	-	20.0	20.0	-	-	-	20.0	20.0	40.0	-	40.0	-	-	40.0	-	
手帳なし	45	22.2	15.6	15.6	15.6	20.0	22.2	20.0	11.1	8.9	2.2	2.2	-	2.2	-	8.9	24.4	2.2	

②放課後や夏休み等の過ごし方

全体では「自宅で過ごしたい」が54.0%と最も多く、以下「放課後等デイサービスを利用したい」（42.5%）、「地域の友だちと遊びたい」（20.7%）となっています。

<放課後や夏休み等の過ごし方（全体・障がい区分別）>

	調査数（n）	自宅で過ごしたい	放課後等デイサービスを利用したい	地域の友だちと遊びたい	児童館・預かり保育など身近な施設で過ごしたい	塾や習い事に通いたい	部活動等に参加したい	ヘルパー等と外出したい	その他	特になし	無回答
全体	87	54.0	42.5	20.7	19.5	16.1	14.9	2.3	2.3	6.9	10.3
身体	7	28.6	28.6	28.6	28.6	14.3	14.3	-	-	28.6	-
療育	29	48.3	51.7	13.8	13.8	6.9	13.8	6.9	-	6.9	13.8
精神	4	75.0	50.0	50.0	-	50.0	25.0	-	25.0	-	-
重複	3	100.0	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
手帳なし	43	58.1	39.5	20.9	25.6	20.9	14.0	-	2.3	4.7	11.6

③通園・通学先に充実を望むこと

全体では「能力や障がいの状況にあった個別支援」が60.9%と最も多く、以下「相談体制」(36.8%)、「通常の学級での学習や交流の機会」(31.0%)となっています。

<通園・通学先に充実を望むこと（全体・障がい区分別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	能力や障がいの状況にあった個別支援	相談体制	通常の学級での学習や交流の機会	障がいに対応した、施設・設備・教材	特別支援教育の啓発	地域との交流の機会	その他	特になし	無回答
全体	87	60.9	36.8	31.0	31.0	28.7	5.7	2.3	16.1	8.0
身体	7	42.9	28.6	14.3	57.1	28.6	-	-	28.6	-
療育	29	58.6	34.5	37.9	27.6	34.5	13.8	-	10.3	10.3
精神	4	75.0	50.0	50.0	-	25.0	-	-	-	-
重複	3	33.3	-	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-	33.3
手帳なし	43	65.1	41.9	27.9	30.2	23.3	-	4.7	20.9	7.0

■課題■

療育・保育・教育全般で困っていることとして、「療育・保育・教育についての情報が少ない」「夏休みなど長期の休み中に仕事等が忙しく、子どもの面倒が十分みられない」等が多くなっており、情報提供の強化や放課後・休日支援等が求められます。

放課後や夏休み等の過ごし方としては、「自宅で過ごしたい」が最も多くなっていますが、「放課後等デイサービスを利用したい」「地域の友達と遊びたい」等自宅以外を希望する回答も多く見られています。

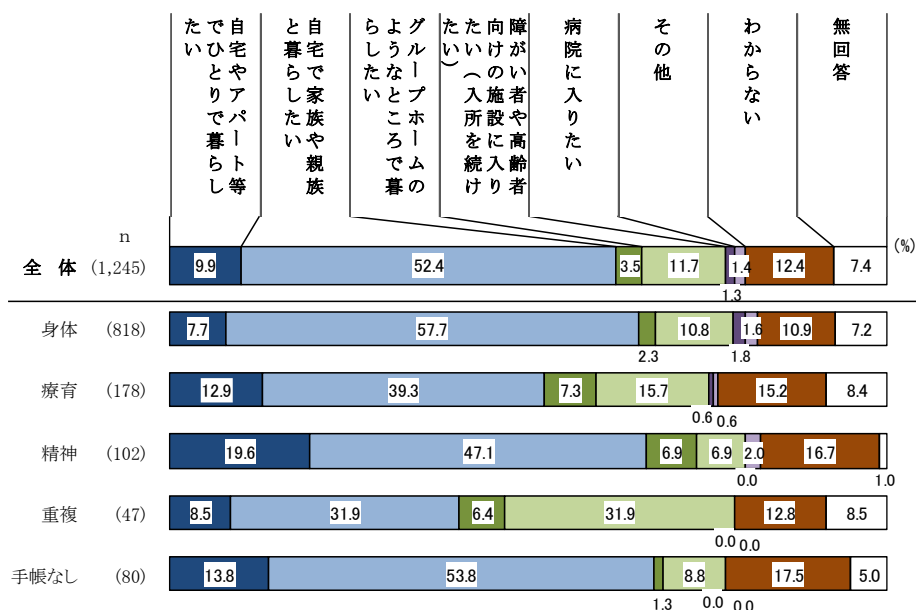
また、通園・通学先に充実を望むこととして、「能力や障がいの状況にあった個別支援」「相談体制」「通常の学級での学習や交流の機会」等を求める回答が多くなっており、必要ときに適切なサービスや施設の利用ができるよう、体制の構築や障がいのある子どもに配慮した教育体制の整備等が求められることから、保育・教育・保健機関など関係機関とのさらなる連携を図ることも必要となります。

(4) 地域生活について

① 将来希望する暮らし方

全体では「自宅で家族や親族と暮らしたい」が52.4%と最も多く、「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」(9.9%)を合わせた62.3%の人が自宅での生活を希望しています。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自宅やアパート等でひとりで暮らしたい」がやや多くなっており、療育手帳所持者、重複所持者では「障がい者や高齢者向けの施設に入りたい(入所を続けたい)」が多くなっています。

<将来希望する暮らし方(全体・障がい区分別)>



② 将来希望する場所で暮らすために必要な支援

全体では「家族の支援」が61.5%と最も多く、以下「医療的ケアが適切に得られること」(37.2%)、「経済的支援」(35.0%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「相談対応等の充実」(32.4%)、「地域住民等の理解」(31.6%)、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的支援」(54.8%)、「地域住民等の理解」(33.3%)、「一般就労(障がい者雇用も含む)の場」(44.0%)、手帳なしの方では「相談対応等の充実」(32.3%)、「一般就労(障がい者雇用も含む)の場」(33.9%)等が多くなっています。

<将来希望する場所で暮らすために必要な支援(全体・障がい区分別)>

	調査数(n)	家族の支援	医療的ケアが適切に得られること	経済的支援	利用できる在宅サービス	ホームヘルパー等、家族以外の介助者	相談対応等の充実	地域住民等の理解	一般就労(障がい者雇用も含む)の場	障がい者に適した住居の確保	コミュニケーションに関する支援	同じ障がいを持つ仲間	その他	特になし	わからない	無回答
全体	998	61.5	37.2	35.0	27.6	22.3	18.3	16.0	15.6	15.2	12.9	10.1	1.8	6.2	2.8	2.3
身体	670	61.8	40.4	30.4	31.5	24.0	13.1	9.7	9.3	14.9	9.6	7.8	1.8	6.3	1.9	3.0
療育	136	61.8	33.1	44.1	20.6	23.5	32.4	31.6	20.6	21.3	20.6	16.2	1.5	7.4	5.1	1.5
精神	84	52.4	31.0	54.8	19.0	16.7	27.4	33.3	44.0	10.7	17.9	21.4	3.6	4.8	2.4	1.2
重複	37	56.8	37.8	48.6	27.0	24.3	16.2	18.9	16.2	24.3	13.5	13.5	-	2.7	5.4	-
手帳なし	62	72.6	24.2	29.0	14.5	8.1	32.3	24.2	33.9	6.5	24.2	6.5	-	8.1	6.5	-

③利用したい日中活動場所

全体では「気軽にくつろげる場所」が43.4%と最も多く、以下「人と気軽に話ができる場所」(35.4%)、「いつでも利用できる場所」(30.0%)となっています。

障がい区別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談ができる場所」(39.2%)が多くなっています。また、手帳なしの方では「レクリエーションがある場所」(32.5%)等が多くなっています。

＜利用したい日中活動場所（全体・障がい区分別）＞

(単位:%)

	調査数 (n)	気軽にくつろげる場所	人と気軽に話ができる場所	いつでも利用できる場所	送迎がある場所	レクリエーションがある場所	相談ができる場所	就労に向けた支援がある場所	その他	無回答
全体	1,245	43.4	35.4	30.0	24.4	17.3	15.2	8.6	4.8	15.7
身体	818	42.9	37.3	30.2	23.6	14.4	11.6	5.4	5.1	17.5
療育	178	45.5	32.0	34.3	29.2	23.0	17.4	15.7	3.9	10.7
精神	102	49.0	36.3	23.5	23.5	17.6	39.2	21.6	4.9	5.9
重複	47	38.3	31.9	21.3	29.8	23.4	14.9	6.4	6.4	21.3
手帳なし	80	45.0	30.0	36.3	21.3	32.5	17.5	10.0	2.5	7.5

■課題■

将来希望する暮らし方として、62.3%の人が自宅での生活を希望しており、将来自宅でも安心して生活できるよう、在宅サービス等の整備や一緒に暮らす家族への支援等が求められます。希望する場所で暮らすために必要なこととしては、「家族の支援」が最も多くなっていますが、それ以外では「経済的支援」「ホームヘルパー等、家族以外の介助者」も多くなっており、経済的支援の拡充や障害者福祉サービス支援体制の整備等が求められます。

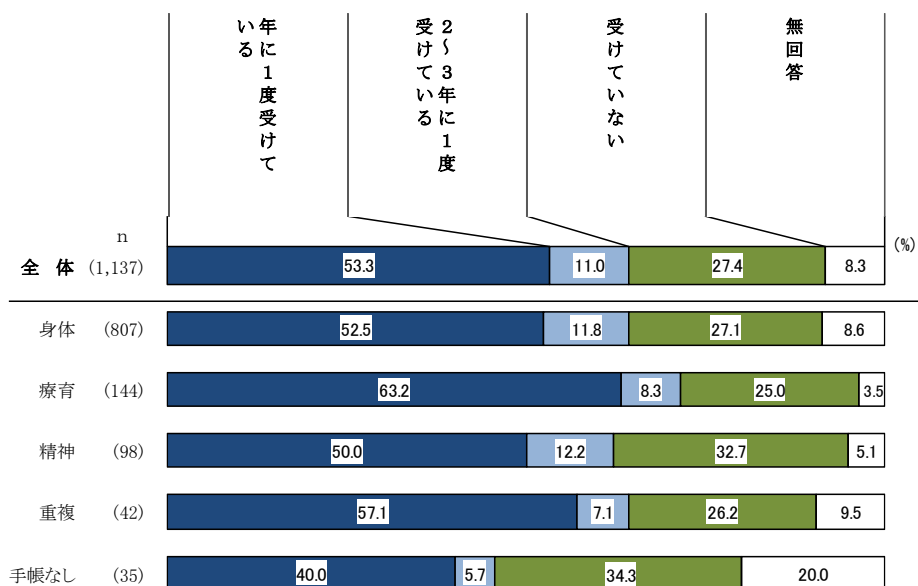
また、利用したい日中活動場所については、「気軽にくつろげる場所」「人と気軽に話ができる場所」「いつでも利用できる場所」等、気軽な利用や交流ができるような場所を希望する回答が多くなっており、それぞれのニーズに合った活動場所を整備し地域定着を図っていくことが求められます。

(5) 保健・医療サービスについて

①健康診断やがん検診等の受診状況

全体では健康診断やがん検診等を「年に1度受けている」が53.3%と過半数を占め、「2～3年に1度受けている」(11.0%)を合わせると6割以上の方が健康診断やがん検診等を受診しています。一方、健康診断やがん検診等を「受けていない」は27.4%となっています。

<健康診断やがん検診等の受診状況(全体・障がい区分別)>



②悩みや心配など相談したいこと

全体では「自分の病気や障がいに関すること」が37.6%と最も多く、以下「高齢になったときのこと」(33.6%)、「災害が発生した時のこと」(28.4%)となっています。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自分の病気や障がいに関すること」「経済的なこと」「将来のこと(仕事、住まい、結婚等)」「就労(仕事)のこと」等が多くなっています。また、手帳なしの方では「教育、学校のこと」等が多くなっています。

<悩みや心配など相談したいこと(全体・障がい区分別)>

	調査数(n)	自分の病気や障がいに関すること	高齢になったときのこと	災害が発生した時のこと	経済的なこと	障がい者サービスのこと	生活に関すること	将来のこと(仕事、住まい、結婚等)	就労(仕事)のこと	家族関係のこと	仲間(づくり)のこと	教育、学校のこと	社会復帰に関すること	その他	今はない	人には相談したくない	無回答
全体	1,245	37.6	33.6	28.4	22.6	17.0	16.5	14.1	12.9	11.5	7.7	3.9	3.2	1.6	21.0	0.5	6.3
身体	818	39.4	32.4	32.3	21.0	16.4	13.6	6.2	6.5	9.5	4.2	1.2	2.0	1.6	21.8	0.5	7.1
療育	178	21.3	39.3	19.7	20.8	21.3	26.4	27.0	28.7	13.5	13.5	4.5	3.4	3.4	21.9	0.6	2.8
精神	102	58.8	50.0	23.5	47.1	20.6	26.5	41.2	36.3	22.5	14.7	2.9	16.7	-	9.8	1.0	3.9
重複	47	48.9	46.8	34.0	27.7	27.7	27.7	23.4	10.6	6.4	6.4	4.3	2.1	2.1	14.9	-	8.5
手帳なし	80	25.0	8.8	16.3	10.0	5.0	8.8	26.3	16.3	15.0	23.8	30.0	-	-	28.8	-	3.8

■課題■

6割以上の方が健康診断やがん検診等を受診していますが、一方で約3割の方が受診していない状況にあり、疾病の予防や重症化防止のため、健康診断・がん検診等の充実や受診しやすくするための体制づくりが求められます。また、悩みや心配など相談したいこととしては、「自分の病気や障がいに関すること」「高齢になったときのこと」等が多くなっており、障がいのある人の様々な悩みについて気軽に相談できる体制の整備や周知が求められます。

(6) 就労について

①働く上での悩みや困りごと

全体では「収入が少ない」が35.6%と最も多く、次いで「職場の人間関係」(14.4%)、「身体的な負担が大きい」(14.1%)、「障がいに対する職場の理解不足」(12.0%)となっており、職場での交流関係の悩み・困りごとの回答が一定数みられます。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「収入が少ない」(57.4%)、「職場での人間関係」(27.7%)、「障がいのために作業に集中できない、気が散りやすい」(23.4%)、「障がいや病気のことを職場に話せない」(19.1%)等が多くなっています。

<働く上での悩みや困りごと（全体・障がい区分別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	収入が 少ない	職場の 人間関係	身体的な 負担が 大きい	障がい に対する 職場の 理解 不足	障がい のために 作業に 集中 できない	仕事 内容や 昇進 等に 差が ある	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い	障がい が 通院や 病気の ため に 休む ことが 多い
全体	284	35.6	14.4	14.1	12.0	10.2	9.5	8.5	6.7	6.3	6.3	4.9	3.2	34.2	6.0	
身体	144	27.1	9.0	18.1	10.4	5.6	7.6	8.3	2.8	4.2	2.1	6.9	2.8	43.8	6.9	
療育	74	37.8	16.2	6.8	10.8	9.5	12.2	6.8	5.4	4.1	8.1	1.4	5.4	35.1	5.4	
精神	47	57.4	27.7	8.5	19.1	23.4	12.8	12.8	19.1	14.9	12.8	6.4	2.1	10.6	2.1	
重複	9	33.3	11.1	-	-	11.1	-	-	-	11.1	11.1	-	-	33.3	11.1	
手帳なし	8	37.5	25.0	62.5	25.0	25.0	-	12.5	25.0	12.5	25.0	-	-	-	-	

第2章 障がい者をとりまく現状

②障がい者が働くために必要なこと

全体では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」が56.6%と最も多く、以下「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」(44.0%)、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」(41.3%)となっています。障がい区別にみると、療育手帳所持者では「公営住宅やアパート、グループホーム等の住居の確保」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」「生活できる給料」、手帳なしの方では「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」「働く場所の紹介(あっせん)や相談体制の充実」「仕事をするための訓練・研修機会の充実」「就職後のアフターケア」等が多くなっています。

<障がい者が働くために必要なこと(全体・障がい区分別)>

(単位:%)

	調査数(n)	障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解	障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制	障がいのある方に配慮した職場の施設・設備	生活できる給料	企業等の積極的な雇用	働く場所の紹介(あっせん)や相談体制の充実	通勤(交通手段)の確保や援助	仕事をするための訓練・研修機会の充実	就職後のアフターケア	障がい者就労施設の整備など福祉	公営住宅やアパート、グループホーム等の住居の確保	自営業を希望する障がいのある方への支援の充実	その他	無回答
全体	1,245	56.6	44.0	41.3	36.4	34.5	31.5	27.6	24.8	24.5	24.5	17.3	15.8	5.9	19.9
身体	818	52.1	41.1	40.7	31.1	32.4	28.4	24.6	20.8	18.6	21.5	12.3	15.2	5.5	24.9
療育	178	66.3	47.2	44.4	44.9	35.4	36.0	36.0	30.9	33.1	38.2	32.6	12.9	9.0	5.6
精神	102	72.5	58.8	35.3	57.8	47.1	37.3	32.4	31.4	39.2	23.5	23.5	21.6	3.9	5.9
重複	47	55.3	34.0	31.9	34.0	23.4	27.7	31.9	21.3	25.5	25.5	12.8	12.8	12.8	14.9
手帳なし	80	68.8	60.0	56.3	48.8	47.5	52.5	32.5	47.5	47.5	30.0	27.5	23.8	2.5	16.3

■課題■

働く上での悩みや困りごととして、「収入が少ない」「職場の人間関係」「身体的な負担が大きい」が多くなっています。また、障がい者が働くために必要だと思うことについても、「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」や「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」等が多くなっていることから、それぞれの状況に配慮した職場の推進や工賃水準の上昇のほか、支援制度の周知や啓発を図ることによって職場での理解の促進等を行い、知的障がい等により悩みや困りごとを言えない方への配慮も踏まえつつ、障がいのある人の雇用確保や職場定着を図っていくことが求められます。

(7) 市内の生活環境について

①外出時の不安

全体では「交通機関がない」「道路に段差が多い」がそれぞれ16.1%と多く、以下「駅や建物等に階段や段差が多い」(14.9%)、「車などが多く危険を感じる」(14.1%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「会話が困難」(27.5%)が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「人目が気になる」(35.3%)が多くなっています。

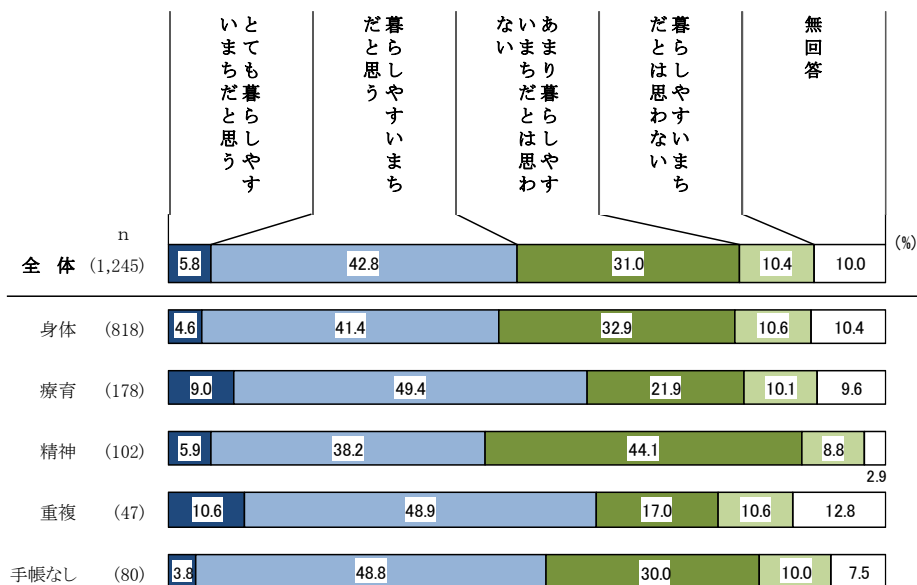
<外出時の不安（全体・障がい区分別）>

	調査数（n）	交通機関がない	道路に段差が多い	駅や建物等に階段や段差が多い	車などが多く危険を感じる	会話が困難	人目が気になる	障がい者用トイレが整っていない	障がい者用駐車場がない	経費がかかる	介護者がいない	音の出る信号機がない	案内板がない	その他	特に不安はない	無回答
全体	1,245	16.1	16.1	14.9	14.1	12.8	11.9	11.6	11.1	10.3	8.3	4.4	3.8	4.2	28.8	10.2
身体	818	15.8	18.6	17.8	12.0	8.8	9.4	13.8	13.2	9.9	9.3	5.4	3.3	4.0	28.0	11.6
療育	178	15.2	10.7	11.2	20.8	27.5	14.0	9.6	7.9	12.9	9.0	3.9	6.2	3.4	35.4	3.9
精神	102	17.6	6.9	2.0	15.7	13.7	35.3	2.9	4.9	16.7	1.0	-	3.9	3.9	24.5	8.8
重複	47	10.6	21.3	21.3	14.9	21.3	8.5	8.5	8.5	6.4	12.8	6.4	2.1	8.5	19.1	12.8
手帳なし	80	21.3	15.0	8.8	18.8	16.3	6.3	6.3	7.5	2.5	2.5	1.3	3.8	5.0	36.3	3.8

②南相馬市の暮らしやすさ

全体では暮らしやすい（「とても暮らしやすいまちだと思う」＋「暮らしやすいまちだと思う」）が48.6%、暮らしやすいとは思わない（「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」＋「暮らしやすいまちだとは思わない」）が41.4%と、南相馬市を暮らしやすいと思う方がやや多くなっています。

<南相馬市の暮らしやすさ（全体・障がい区分別）>



③南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由

全体では「交通が不便」が 59.7%と最も多く、以下「利用しやすい医療機関が少ない」(45.0%)、「利用しやすい公共施設が少ない」(40.5%)となっています。障がい区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」「地域住民の理解や協力が少ない」(共に 40.7%)、重複所持者では「機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない」「常に介護が必要な方が在宅で暮らせるような 24 時間サービスが整っていない」(共に 46.2%)等が多くなっています。また、療育手帳所持者では「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」「余暇等で気軽に過ごせる(遊べる)場所が少ない」「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」「身近に障がいのある方の働く場所が少ない」「地域住民の理解や協力が少ない」等が多くなっています。

<南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由(全体・障がい区分別)>

(単位:%)

	調査数 (n)	交通が不便	利用しやすい医療機関が少ない	障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない	買い物等が不便	道路の段差や歩道が整備されていない	余暇等で気軽に過ごせる(遊べる)場所が少ない	機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない	障がいのある方のための福祉施設が整っていない	常に介護が必要な方が在宅で暮らせるような 24 時間サービスが整っていない	身近に障がいのある方の働く場所が少ない	情報格差がある(情報が必要に届きにくい等)	地域住民の理解や協力が少ない	空気がよくない(日照など自然環境)	その他	無回答
全体	516	59.7	45.0	40.5	39.7	38.4	29.8	27.9	27.3	26.0	25.6	23.3	22.3	2.3	4.3	1.4
身体	356	63.2	46.1	36.8	42.4	42.7	27.2	28.4	23.3	27.2	17.4	20.8	15.7	0.8	2.2	0.8
療育	57	54.4	45.6	59.6	22.8	28.1	42.1	31.6	49.1	29.8	57.9	33.3	43.9	8.8	8.8	1.8
精神	54	51.9	42.6	40.7	35.2	24.1	31.5	18.5	33.3	11.1	40.7	29.6	40.7	3.7	7.4	-
重複	13	15.4	46.2	46.2	38.5	30.8	30.8	46.2	23.1	46.2	23.1	30.8	30.8	7.7	-	7.7
手帳なし	32	65.6	34.4	43.8	43.8	37.5	31.3	25.0	25.0	21.9	28.1	18.8	18.8	3.1	12.5	3.1

■課題■

外出時の不安について、「交通機関がない」「道路に段差が多い」「駅や建物等に階段や段差が多い」「車などが多く危険を感じる」等が多く挙げられています。

南相馬市を暮らしやすいまちだと思わない理由としては、「交通が不便」「利用しやすい医療機関が少ない」「利用しやすい公共施設が少ない」等が多く挙げられており、引き続き、障がいの有無に関わらず、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。

(8) 災害時の避難について

①災害時の不安

全体では「避難所では生活できない」が50.4%と最も多く、以下「病気の治療ができない」(27.6%)、「どこに避難すればいいかわからない」(26.3%)となっています。障がい区分別にみると、療育手帳所持者では「周囲とコミュニケーションがとれない」(33.1%)が多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「どこに避難すればいいかわからない」(36.3%)「周囲とコミュニケーションがとれない」(29.4%)、重複所持者では「避難方法がわからない」(34.0%)等が多くなっています。

<災害時の不安（全体・障がい区分別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	避難所では生活できない	病気の治療ができない	どこに避難すればいいかわからない	災害に関する情報が入手できない	避難方法がわからない	日用品が手に入らない	家が壊れるかもしれない	備蓄など、何を用意してよいかわからない	周囲とコミュニケーションがとれない	家族の安否確認がとれない	その他	特になし	無回答
全体	1,245	50.4	27.6	26.3	23.4	21.7	20.2	16.6	14.9	14.5	12.8	2.7	12.2	5.9
身体	818	52.8	29.5	22.4	22.9	17.7	18.1	15.0	11.6	8.1	10.0	2.1	13.3	6.4
療育	178	44.9	24.2	33.7	22.5	30.3	25.8	20.8	20.8	33.1	16.9	4.5	11.2	2.8
精神	102	50.0	35.3	36.3	28.4	31.4	29.4	22.5	23.5	29.4	20.6	2.9	6.9	2.0
重複	47	51.1	17.0	31.9	25.5	34.0	14.9	14.9	19.1	17.0	10.6	6.4	6.4	8.5
手帳なし	80	42.5	13.8	38.8	25.0	23.8	22.5	18.8	22.5	20.0	22.5	1.3	12.5	7.5

②避難所で生活できない理由

全体では「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」が54.8%と最も多く、以下「慣れない場所が苦手だから」(51.0%)、「トイレが使いにくいから」(47.0%)となっています。障がい区分別にみると、「慣れない場所が苦手だから」「人が多くいる場所が苦手だから」は療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、手帳なしの方で多くなっています。また、身体障害者手帳所持者では「トイレが使いにくいから」、療育手帳所持者では「障がいに対する周囲の理解がないから」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「間仕切りや個室の部屋がないから」「障がいに対する周囲の理解がないから」等も多くなっています。

<避難所で生活できない理由（全体・障がい区分別）>

(単位:%)

	調査数 (n)	人に迷惑 をかけて しまうこ から	慣れ ない場 所が苦 手だか ら	トイ レが 使 い に く い か ら	か ら 人 が 多 く い る 場 所 が 苦 手 だ か ら	い 間 仕 切 り や 個 室 の 部 屋 が な い か ら	な 避 難 所 が バ リ ア フ リ ー に な ら な い か ら	ら し 避 難 所 に は 支 援 者 が い る 理 解 が な い か ら	障 が い に 対 す る 周 圍 の 理 解 が な い か ら	か 自 宅 の ベ ッ ド か ら 動 け な い	が 生 命 維 持 の た め の 医 療 機 器 が な い	そ の 他	無 回 答
全 体	628	54.8	51.0	47.0	42.0	31.1	23.1	22.6	22.5	9.7	8.6	7.6	0.2
身体	432	54.4	42.8	56.5	35.0	29.2	29.9	17.6	15.7	12.5	11.6	7.2	-
療育	80	58.8	78.8	21.3	55.0	36.3	5.0	40.0	43.8	1.3	1.3	3.8	-
精神	51	47.1	72.5	21.6	76.5	41.2	2.0	33.3	41.2	-	-	9.8	-
重複	24	54.2	45.8	45.8	25.0	37.5	25.0	29.2	33.3	12.5	4.2	12.5	-
手帳なし	34	61.8	64.7	29.4	64.7	29.4	14.7	26.5	23.5	5.9	2.9	14.7	2.9

■課題■

災害時の不安について、「避難所では生活できない」「病気の治療ができない」「どこに避難すればいいかわからない」が多くなっています。また、避難所で生活できない理由としては、「人に迷惑をかけてしまうことが心配だから」「慣れない場所が苦手だから」「トイレが使いにくいから」等の回答が多く挙げられており、災害時の避難経路等の周知や支援体制の拡充、障がいのある人に配慮した避難所の整備等、災害時の不安の払拭や安心して避難生活を送れるような体制の構築が求められます。

3 関係団体アンケート調査結果

(1) 地域生活への移行について

地域で生活する条件として必要だと思うことについては、すべての団体が「地域住民の理解」について必要だと回答しています。

また、「外出しやすい生活環境」、「近くに通える施設や福祉的就労の確保」、「相談相手や相談機関の充実」も回答が多くなっています。

(2) 権利擁護・人権擁護の推進について

障がいのある方への偏見や差別をなくすため、取り組んでほしいことについては、「学校において、障がいのある方への理解を深めるための福祉教育を推進してほしい」が最も多くなっています。また、「障がい児と障がいのない児童生徒が学校でともに学べる環境を推進してほしい」、「障がい者（児）と住民が地域で交流できる機会を増やしてほしい」も複数団体から回答がありました。

(3) 障がい者（児）に対する支援について必要だと思うこと

意見（抜粋）
障がいがあったとしても、本人が出来る事を伸ばしてあげる事は大切だと思うので、出来る限り作業所等で発揮することが出来たら本人のやる気にもつながると思う。事業所等で働く事が可能な方には積極的にサポートをして頂けたら（現時点でもあるが）将来の設計にもつながると思う。
「何か困っているのかな?」、「不便を感じているのかな」と気づくこと。その障がいに関しての知識のある・なしに関わらず、「お手伝いしましょうか」と思うこと。そして、それを実行すること。 見える障がい、見えない障がい、様々である。一人一人が抱えている困難も様々であり、困っている方にそっとさし伸べる心と手が大切と思う。
「親亡き後」にグループホーム又は施設が必要だと考える。
障がいに対しての正しい知識と理解が必要である。 親自身も適切な療育ができるように研修の機会を設けていただき、支援者や指導者とのコミュニケーション、信頼できる関係を作り、サポートしていただけると良いと思う。だれもが手をさしのべられるように、パンフレットなどで少しだけでもサポートできるように、こんな時はこういう声かけや手のさしのべ方などを簡単に見える化して情報提供してもらえるとありがたい。
自立できるための人的サポート及び社会インフラの整備。
まずは障がい者を理解することが大切だと思う。 福祉まつりに初めて参加した時、障がいをもつかたの発表や演奏などを見聞きし、とても驚いた。身体・知的障がいなど（障がいの違いなど）を身近で感じた。

第2章 障がい者を取りまく現状

支援の1つとして親御さんが元気でないと子供が辛い。 親御さんの健康、休養が必要である。 他者が理解を深め、者・児を見守る制度をつくるのが大切であり必要。理解を深める勉強会、ファミリーサポート事業の活用性を高めるなど周知が必要。 1人1人に寄り添える大人、専門職の対応を充実して欲しい。
医療的に障がい者（児）に支援出来るスタッフ。
障がい者に対する理解、障がいの特性に対する理解を深め、職員としてのスキルアップを図ると同時に、地域住民への理解を促すこと。

（４）災害発生時の取り決めや準備について決めていることについて

意見（抜粋）
どこに移動したとしても、お薬手帳は持っていくこと（精神障がいの場合は避難したとしても同じ場所に多くの方々と一緒というのは難しいと思う）。
会として取り決めはない。親として、責任をもって行動してほしい。 配布された、ふくしまマイ避難ノートを参考にしたい。
県内広域に各分会があるので、各分会で安否確認をして、その上で全体の掌握をする。
今、マニュアルを作成中である。 避難準備は各自して頂いており、その中で、会員さんの準備物の意見交換や、こんな物があると役に立つ、など話し合いはしている。 共有する為、安否確認はタイムラインで対応することにしている。 また、学校や放課後等デイサービス事業所、相談員等に速やかに伝えることにしている。 災害発生時マニュアルについて、利用者、職員に内容を周知している。

（５）その他、意見や要望

意見（抜粋）
障がいのあることによって負い目を感じたり、不自由を感じたりすることのない普通の生活、自分が望むことを選ぶ自由、あたりまえのことができる世の中が訪れてほしいと思う。
障がい者がいろいろなメディアを使って情報を共有出来るようにしてほしい。
活動費に助成金などがあると会員の負担が少なくなり多くの方の活動への参加が期待される。
市で行う検診について、とにかく受診率の向上に目を向けがちであるが、市の障がい福祉に関するアンケート結果の検診の受診状況の中で、健康診断やがん検診を受けていない割合が27.4%の方が存在しているということに驚いている。 事業所においても検診を受けていない利用者が数名いることから、昨年何とかしようと関係機関（保健衛生協会など）と相談をしているが、障がい者特有の課題である未受診者をなくすため、今後の計画などにこのことを盛り込んでいただきたい。

4 前計画の総括

前計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）における主な取組状況などについて、基本施策ごとにまとめました。

（1）基本施策1 権利擁護・合理的配慮の推進

【個別施策】

- ①障がいのある人に対する市民の理解促進
- ②差別解消・虐待防止・権利擁護の充実
- ③経済的安定施策の周知

【主な取り組み状況】

- 障がいのある人に対する市民の理解促進のため、広報みなみそうまで障害者週間の特集として、障がい者の日常生活の様子や、就労継続支援事業所の紹介等を掲載しました。
- 障がい者への差別解消に向けた対応への意識高揚や、障がい者への合理的配慮の推進等を図るため、「南相馬市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成しました。
- 職員の障害者差別解消法及び職員対応要領についての理解を促進し、職員として適切な対応が提供できるように、「障害者差別解消法に係る職員研修会」を開催しました。
- 職員がろう者及び手話についての理解を深め、手話を利用できることを目的として、「職員の手話学習会」を開催しました。
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について、補聴器の修理に係る経費の助成が可能となるよう見直しを行いました。

【主な課題】

- 障がいのある方への理解促進、権利擁護に係る周知、啓発の取り組みは十分とは言えず、今後も引き続き、市民や事業所に対しての理解促進につながる取り組みを実施していく必要があります。

(2) 基本施策2 障がいのある人への支援の充実

【個別施策】

- ①障がいのある人への支援施策の普及
- ②相談体制の充実
- ③日常生活を支えるサービスの充実
- ④福祉を担う人材の確保・養成
- ⑤発達障がい者への支援
- ⑥障がいのある人の高齢化への対応

【主な取り組み状況】

- 相馬地方の地域資源の共有、人員体制の確保のため、相馬地方広域市町村圏組合が実施主体となり、「相馬地方基幹相談支援センター 拓(ひらく)」を開設しました。地域の相談支援事業の中核的な拠点として、相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、相談支援事業者等に対する助言、人材育成・定着等の支援を行います。
- 家庭ごみを集積所に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対して、個別に訪問して家庭ごみを収集する事業(要配慮者家庭ごみ戸別収集事業)を創設しました。
- 障がい者等日常生活用具給付等事業において、給付対象となっていなかった難病の方を給付対象とすることや、視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオや視覚障がい者用大活字図書等の品目を追加する見直しを行いました。
- 障がい福祉施設における介護職員の人材不足が深刻化していることから、介護保険事業所で実施していた介護職員合同就職説明会に、障がい福祉施設を新たに加え、「福祉のしごと就職説明会」として開催しました。

【主な課題】

- 障がいのある方からの相談は、内容が多様化、複合化しており、基幹相談支援センターを中心として、障がいのある方やその保護者が抱える複合的な課題の相談に応じる体制の整備や、相談支援を行う人材の育成支援等を実施していく必要があります。
- 各種サービスや制度等について、十分な周知ができていないことから、市ホームページ等の充実を図り、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

(3) 基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実

【個別施策】

- ①障がいのある子どもへの支援
- ②障がいのある子どもの親への支援
- ③切れ目のない支援体制の構築
- ④保育・教育・医療との連携
- ⑤発達障がい児への支援

【主な取り組み状況】

- 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会において、児童と保護者が安心して生活できるよう、障がいのある子どもの現状や課題を共有し、課題解決につなげるため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関で構成する「こども部会」を新設しました。
- 児童の発達支援強化と関係機関の連携構築及び情報共有を図るため、「相馬地方児童発達支援連携会議」を設置しました。

【主な課題】

- 障がいのある子どもへの支援には、保健・福祉・保育・教育・医療が連携の下、障がいのある子ども一人ひとりの課題を関係機関で共有し、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を提供していく必要があります。

(4) 基本施策 4 地域における支援体制の充実

【個別施策】

- ①地域自立支援協議会の運営の強化
- ②障がい者関係団体との連携強化
- ③地域における交流の推進
- ④地域移行・地域定着支援の充実
- ⑤地域生活支援拠点等の整備

【主な取り組み状況】

- 障がい福祉サービス利用者が65歳になった際の介護保険サービスへの円滑な移行、障がい分野と高齢分野双方の業務理解は図るため、定期的に「障がい者等相談支援事業所・地域支援センター意見交換会」を開催しました。
- 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会地域生活支援部会において、障がいのある人の地域生活への移行や親元からの自立等に係る支援、障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支える支援体制（地域生活支援拠点等の整備）について、検討しました。

【主な課題】

- 障がいのある方が地域で安心して生活するために、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機・場」「専門的な人材の確保・養成」「地域の体制づくり」などの機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築（地域生活支援拠点等の整備）を進める必要があります。特に緊急時の受け入れ・対応については、重度の障がい者に対する支援体制の整備が必要です。

(5) 基本施策5 保健・医療サービスの充実

【個別施策】

- ①健康づくりの推進
- ②保健・医療との連携
- ③心の健康の充実

【主な取り組み状況】

○人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を、南相馬市立総合病院及び相馬地方基幹相談支援センターにそれぞれ1名ずつ配置しました。

【主な課題】

○医療的ケア児等が適切な支援が受けられるように、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会こども部会において、コーディネーターとの実際の連携方法や具体的な働きかけ等について、協議、検討を行う必要があります。

(6) 基本施策6 社会参加の促進と自立への支援

【個別施策】

- ①障がいのある人の雇用（就労）の場の確保
- ②就労定着に向けた支援
- ③スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

【主な取り組み状況】

○南相馬市・飯館村地域自立支援協議会就労支援部会において、障がい者雇用をしている企業や、今後雇用を考えている企業、就労支援関係機関が、障がい者の雇用の経験談を話し、ディスカッション等を通して、一緒に考える機会になるよう、「障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会」を開催しました。

【主な課題】

○障がいのある方がそれぞれの能力・特性に応じて、自立した生活を送るために、関係機関が連携し、福祉施設からの一般就労への移行支援や定着支援、就労継続支援事業所における工賃等の向上のため、継続した支援を行う必要があります。

(7) 基本施策7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

【個別施策】

- ①やさしいまちづくりの推進
- ②障がいのある人の生活の場の確保
- ③防犯対策の推進
- ④情報提供の充実

【主な取り組み状況】

- 音声・電子音・触知図・点字ブロックなどを活用し、「各施設、駅方面」などを障がい者や高齢者に分かりやすく案内する、視覚障がい者用音声案内装置を南相馬市民情報交流センター前に設置しました。
- 障がいのある方の情報提供の充実のため、コミュニケーション支援事業において、各障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し文字として伝える要約筆記奉仕員の派遣を開始しました。

【主な課題】

- 障がいのある方が速やかに必要な情報が得られるよう、障がい特性に応じた情報提供について、体制を充実させる必要があります。

(8) 基本施策8 震災からの復興と災害対策の推進

【個別施策】

- ①震災からの復興
- ②災害対策

【主な取り組み状況】

- 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会災害対策検討会において、障がいにより災害時に支援が必要となる方の防災対策、緊急時における避難支援について、課題を抽出し、支援体制の構築を検討しました。

【主な課題】

- 災害時要支援者の対応や、福祉避難所の周知等、障がいのある方が災害時に安心して災害対応ができる体制を整備していく必要があります。

第3章 計画の基本理念と体系

第3章 計画の基本理念と体系

1 基本理念

健康で安心して暮らすことができるまちづくり ～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～

「障害者基本法」の理念を踏まえ「障害者総合支援法」は策定されており、その基本理念は、下のとおりです。

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する
- ③可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられる
- ④社会参加の機会を確保する
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ⑥社会的障壁の除去をする

本市では、東日本大震災等により、障がいのある人の生活環境の悪化と障がい福祉サービス提供体制の減少や低下という大きな変化が生じており、避難により地域のコミュニティが崩壊してしまったことはもとより、インフォーマルな支援や見守りの目が減ることにもつながりました。

この「第6期 障がい者計画」及び「第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画」の基本理念の設定にあたっては、本計画が「南相馬市復興総合計画後期基本計画」の障がい分野の計画であることを踏まえ、前期計画と同様に、市復興総合計画の基本指針である「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を、本計画の基本理念とします。

また、本市においては、東日本大震災等によりもたらされた厳しい現実に立ち向かい、コミュニティの再生、共生社会の実現のために全力で取り組み支援していくとともに、様々な困難・課題を障がい者個人で背負うのではなく、地域全体の課題として取り上げられ、支え合うような社会になってほしいとの願いから、～障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現～というサブタイトルを前期計画を踏襲して設定します。

国においても、災害対応や防犯の充実、虐待防止、雇用促進、差別解消など障がいのある人の安全・安心を確保し、社会参加を一層促すための法改正を行っていますが、本市においてもこの基本理念に沿って、すべての人が年齢・性別・障がいなどに捕らわれることなく、一人の人間として尊重され、互いに思いやりを持って生き生きと暮らすために、生活基盤や社会参加の仕組みが充実したまちを目指します。

2 計画の基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の5点を掲げます。

◆基本目標

基本目標1 障がいの理解の推進

障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、地域のなかで住民との交流を図り、障がいのある人への理解の醸成に取り組みます。

基本目標2 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために、支援体制の充実に取り組みます。

基本目標3 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標4 社会参加の促進（ノーマライゼーション）

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、雇用の場の確保、就労の定着に向けた支援やスポーツ・レクリエーション・文化活動の充実に取り組みます。

基本目標5 安全・安心な生活環境の推進

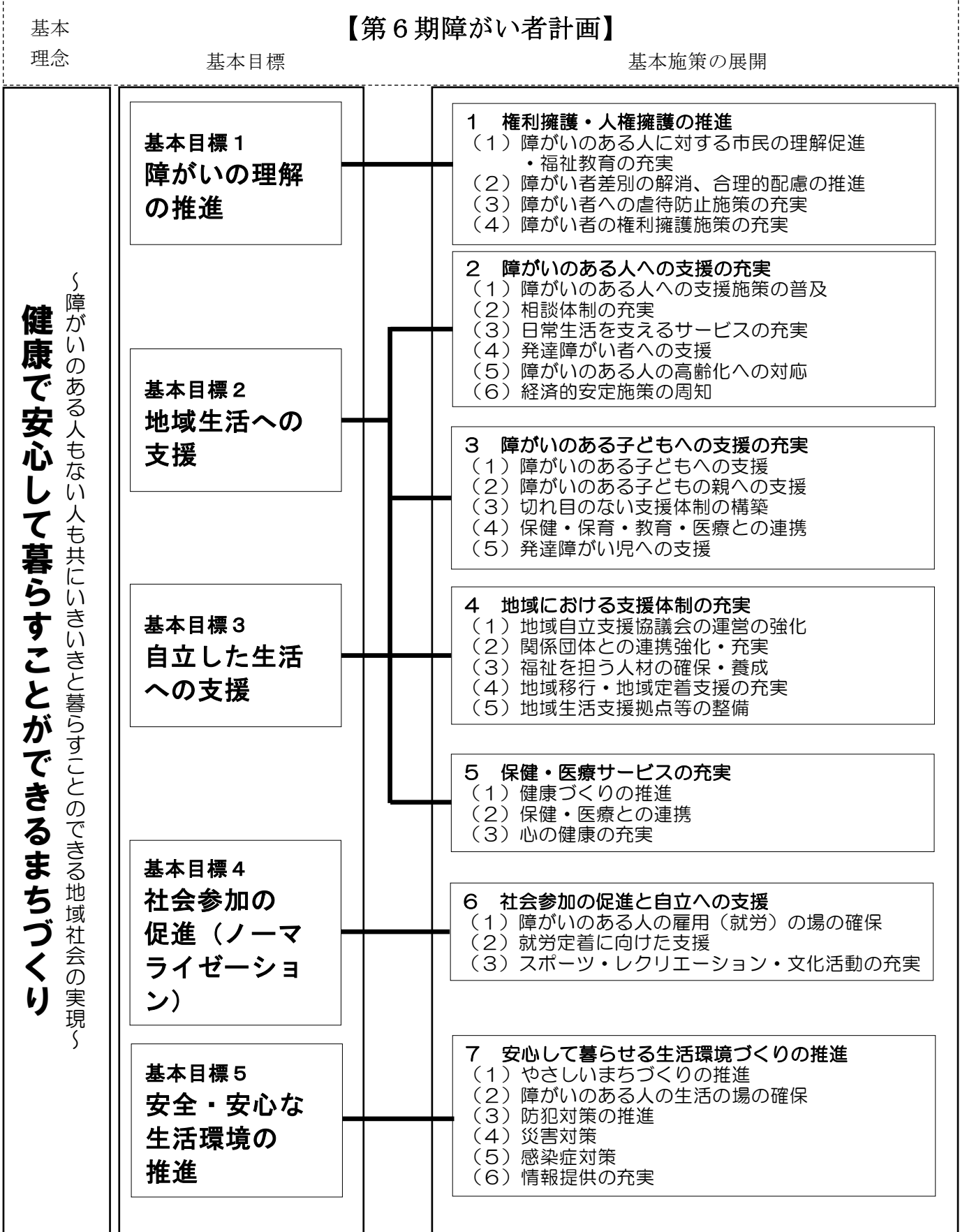
バリアフリーの更なる推進により、安全・安心した生活を送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組み等とともに、平常時からの情報提供の充実に強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

第2章において、障がいのある人が直面している課題を整理しましたが、それらの課題を的確に解決し、障がい福祉事業を総合的に充実させていくことが必要であることから、次の7つを基本施策として定め、この基本施策の下、着実に各種事業を進めていきます。

◆◆基本施策◆◆

1. 権利擁護・人権擁護の推進
2. 障がいのある人への支援の充実
3. 障がいのある子どもへの支援の充実
4. 地域における支援体制の充実
5. 保健・医療サービスの充実
6. 社会参加の促進と自立への支援
7. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

3 計画の体系



【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画】

事業の展開

【第6期障がい福祉計画】

1 成果目標の設定

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 自立支援給付事業の推進

- (1) 訪問系サービス
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)
- (2) 日中活動系サービス
(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・療養介護・短期入所・就労定着支援)
- (3) 居住系サービス
(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)
- (4) 相談支援
(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

3 地域生活支援事業の実施

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 相談支援事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業
- (4) コミュニケーション支援事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 移動支援事業
- (7) 地域活動支援センター機能強化事業
- (8) 訪問入浴サービス事業
- (9) 日中一時支援事業
- (10) 社会参加促進事業
- (11) 発達障がい者等に対する支援

【第2期障がい児福祉計画】

1 成果目標の設定

- (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

2 障がい児通所及び障がい児相談の周知と事業の充実

- (1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
- (2) 障がい児相談支援
- (3) 子ども・子育ての支援等における体制整備

第4章 障がい者計画の施策の展開

第4章 障がい者計画の施策の展開

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般の基本的方向性・目標を総合的に定める計画です。

1 権利擁護・人権擁護の推進

(1) 障がいのある人に対する市民の理解促進・福祉教育の充実

【施策の方向】

市民が障がいのある人の個性や特性の理解を深めるため、広報や各種イベントの開催、講演会や研修会の実施等を通じて、心のバリアフリーを推進します。

また、地域での交流は、障がいのない人も障がいのある人の抱える悩みや問題を共有することができ、お互いの理解につながることから、多くの市民の交流事業への参加を促すとともに、交流の機会を提供するボランティアの活動等を支援します。

①障害者の日等の広報

障がいのある人の自立と社会参加や、障がいのある人の人権や職業の安定等についての理解を深めるため、毎年12月9日の「障害者の日」、「障害者週間」（12月3日から9日）、「人権週間」（12月4日～10日）及び「障害者雇用支援月間」（9月1日～30日）を、市のホームページや広報みなみそうま等に掲載し、周知を図ります。また、自閉症をはじめとする発達障がいについて知っていただくために、毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）についても、市のホームページや広報みなみそうま等に掲載し、周知を図ります。

②各種イベントの開催広報の推進

市のホームページや広報みなみそうまを通じて、市や南相馬市社会福祉協議会及び障がい者団体等が行う「おひさまといっしょに」や「健康福祉まつり」、「障がい者スポーツ交流会」等の交流事業を積極的に広報します。

③啓発活動の実施

障がいのある人の権利や障がい者施策に関するパンフレット等を作成して、市民や市内の小中学校、高等学校や企業等へ配布します。また、市民の障がいに対する認識を深めるための講演会や研修会を実施します。さらに、市内の障がい者団体等と連携しながら、市内の小中学校や生涯学習センター等において、障がいについて学習できる機会を設けることで、市民の障がいの理解促進を図ります。

④報道機関等を活用した広報

市や障がい者団体が行う事業等に関する情報を報道機関に提供するほか、YouTube（ユーチューブ）で放映する等、映像メディアも活用した広報を推進します。また、広報の手段については、インターネットやSNSの活用なども検討します。

⑤心のバリアフリーの推進

障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重され、人を思いやり、ふれ合う共生社会への理解を深め、共に生き、共に築くまちづくりを推進するため、心のバリアフリーの推進を図ります。

⑥ヘルプマークの普及啓発（新規）

共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、県が配布するヘルプマークについて、普及啓発を実施します。

⑦手話言語の理解及び普及促進（新規）

手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に努めます。

⑧障がいの特性に応じたコミュニケーション支援（新規）

障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、選択の機会が確保されるよう理解促進を図り、障がいがある人もない人も安心して生活できる社会の実現を目指します。

⑨ボランティア活動等への支援

地域共生社会の実現に向けた活動では、地域の方の理解や協力が不可欠です。そこで、地域においてボランティア活動を始めたい人やボランティアによる支援を受けたい人に対する相談、ボランティア活動に対する意識の啓発などのインフォーマルな活動を普及啓発し、障がいのある方を継続的に見守る地域づくりを推進していきます。

《インフォーマル活動とは》

公式に規定される活動ではなく、非公式な自主的活動のこと。本文中の意味合いで具体例を挙げると、近隣の助け合いや交流事業の実施などを指します。

i ボランティア・NPO法人等への支援

障がいのある人が、地域において多くの方々と交流するため、交流事業の実施に際しては、ボランティア・NPO団体間や関係機関の連携を調整するなど、ボランティア等の活動を支援します。

ii ボランティア活動団体への情報提供

南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係団体との連携の下、障がいのある人の地域生活におけるニーズを把握し、ボランティア団体等がそのニーズにあった活動ができるよう情報の提供を行います。

⑩市民の意識啓発

市民が、障がいのある人と地域において共に生活し支え合う意識を育み、多様な分野において障がいのある人の応援者となるよう、意識啓発等に努めます。

○「障がいのある人に対する市民の理解促進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
おひさまといっしょに開催支援事業	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
障がい者スポーツ交流会開催事業	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)を開催します。	社会福祉課
健康福祉まつり	障がい福祉事業所の事業や活動の報告と市民との交流を図るため「健康福祉まつり」開催の支援をします。	社会福祉課
まちづくり出前講座	市民ボランティア講師等による地域共生社会、障がいの理解等の講座や、手話教室などを開催し、市民の理解促進を図ります。	生涯学習課

(2) 障がい者差別の解消、合理的配慮の推進

【施策の方向】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、国・都道府県・市町村の役所、会社や店舗等の事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定められました。

このような背景を踏まえ、家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで、市民が障がいのある人への偏見や差別の防止を図り、正しい理解を持つことにより、障がいのある人が自ら望む生活ができるような社会環境の整備に努めます。

①差別の防止と合理的配慮の提供

障がいを理由とする差別解消の推進に関する対応要領により、障がいの状態に応じた合理的配慮の提供を行います。

また、障がいのある人への差別の防止と合理的配慮の理解の促進に向け、市民・事業所への啓発活動を行います。

《合理的配慮とは》

障害者の権利に関する条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

②障害者差別解消法の推進

市民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消するため、市民への障害者差別解消法の推進に係る取り組みとして、講演会等を開催します。

③受診サポートシートの配布（新規）

障がいのある方が相馬地域の医療機関を受診するにあたり、より良い診療環境を確保する目的で、受診サポートシートを作成し、配布します。

(3) 障がい者への虐待防止施策の充実

【施策の方向】

平成 24 年 10 月に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者の自立・社会参加にとって虐待防止が極めて重要であることに鑑み、「虐待の禁止」や「虐待の早期発見のための規定」、「虐待を受けた障がい者に対する保護・自立支援の措置」等が定められました。

このような背景を踏まえ、障がいのある人への虐待や各種ハラスメントについて未然の防止と早期発見ができるような施策の充実に努めます。

①虐待の防止と相談窓口の機能強化

障がいのある人が不当な虐待を受けることなく、安心した生活が送れるように、障がいのある人に対する虐待の防止と早期発見について、市のホームページや広報みなみそうま等により啓発を行います。

また、高齢者及び障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、家庭や就労先等での虐待の防止と早期発見に努めます。

なお、虐待については、市に相談窓口を設け、通報に対する正確な情報の把握と事実確認及び障がいのある方の虐待からの保護等、関係機関と連携して迅速に対応するとともに、障がい者虐待防止センターの設置についても検討していきます。

○「障がい者への虐待防止施策の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
虐待の相談の窓口	障がい者の虐待について、未然の防止について啓発を行うとともに、障がい者に関する虐待について通報があった場合には、実態を確認して適切な対応を行います。	社会福祉課

(4) 障がい者の権利擁護施策の充実

【施策の方向】

平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」においては、「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」が定められており、平成 28 年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」も制定されました。

このような背景を踏まえ、社会生活を送る中でも障がいのある人の権利が不当に侵害されないように、権利擁護の充実に努めます。

①権利擁護の推進

南相馬市社会福祉協議会、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活における権利が守られ、安心して自ら望む生活ができるよう、権利擁護センターの設置についての検討や権利擁護の推進に向けた市民・事業所への啓発活動を行います。

②成年後見制度の利用促進

障がいのある人の単身生活や、障がいのある人の親の高齢化により、日常生活における契約締結等の社会的行為や財産の保護等が難しい状況になってきているため、成年後見制度の利用促進を図ります。また、市民後見人の育成も重要な方策と捉え、市民後見人養成の研修事業を実施し、市民後見人の育成・利用促進に努めます。

成年後見制度は今後ますます需要が高くなると見込まれることから、本市における成年後見制度利用支援体制（成年後見センターなどの中核機関）の在り方を検討していくとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、成年後見制度の周知・利用・相談を行います。

○「障がい者の権利擁護施策の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の利用支援事業（新規）	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援します。	長寿福祉課 社会福祉課

2 障がいのある人への支援の充実

(1) 障がいのある人への支援施策の普及

【施策の方向】

障がいのある人に対し、市のホームページや広報紙等の媒体を活用して、支援施策を周知することにより、情報のバリアフリーを推進します。

① 広報活動の充実

市のホームページや広報みなみそうま等による広報活動を積極的に実施し、障がいのある人への支援施策を分かりやすく伝えます。市のホームページの内容など、今後はさらに充実を図り、広く市民の方への周知、啓発に取り組んでいきます。

また、視力に障がいをお持ちの方については、広報を声で録音して配布する等で、周知の方法の充実を図ります。

② 各種福祉援助制度の周知

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、各種割引制度についての手引きを作成し、市の福祉事務所で配布して制度の周知を図ります。

○ 「障がいのある人への支援施策の普及」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をCD(デジタル)に録音し、配布します。	社会福祉課
映像メディアの活用	南相馬市公式YouTubeチャンネル等により、聴覚障がい者に行政情報や生活情報を提供します。	秘書課

(2) 相談体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人の障がい福祉サービス利用等の希望を尊重し、その家族を含めた多様なニーズにきめ細かく対応するため、障がい福祉サービス事業所や施設等と連携し、専門的な相談にも応じることのできる総合的な相談支援体制の充実を図ります。

① 相談支援事業の充実

障がいのある人が抱える多様な相談に柔軟に対応し、障がいのある人が希望する福祉サービスが利用できるよう、関係機関と連携し、市の福祉事務所や相談支援事業所の窓口機能の充実を図ります。

また、障がいのある人に対し、権利擁護のために必要な援助や助言及び専門機関の紹介等を行います。

さらに、障がいのある人のいる家族への支援のため、家族からの相談にも対応していきます。

② 相談支援事業所の連携強化

相談支援事業所連絡会を開催し、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を共有し、障がいのある人に必要な情報が提供できるよう、相談支援事業所の連携を強化します。

また、相馬地方相談支援事業所連絡会を活用し、地域の相談支援の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

③ 相談支援体制の機能強化（新規）

障がいのある方の総合的な相談や虐待防止に関する取組、相談支援事業者の人材育成など、地域の相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある方が安心して生活できる支援体制を構築するために、令和2年4月1日より設置しています。

今後は、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築を推進し、関係機関と連携して、相談支援の更なる充実を図ります。

○ 「相談体制の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	市から委託された指定特定相談支援事業所が、障がいのある人や障がいのある子どもに関する各種相談に応じます。	社会福祉課

○（参考）相談支援事業所種別ごとの役割

相談支援事業名等	業務内容
基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的・専門的な相談の実施 ●地域の相談支援体制強化の取組 ●地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ●地域の相談機関との連携強化 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ●権利擁護・虐待の防止 等
障害者相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ●社会資源を活用するための支援 （各種支援施策に関する助言・指導） ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 等
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援
指定一般相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●基本相談支援 ●地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 等

出典：厚生労働省資料

（3）日常生活を支えるサービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の日常生活を支えるため、各種障がい福祉サービスの充実やサービス提供体制の構築に努めます。

①自立支援給付事業におけるサービスの充実

障害者総合支援法における自立支援給付事業について、利用者が希望するサービスを必要ときに受けられるよう、居宅介護や同行援護等の訪問系サービス、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービス、自立生活援助や施設入所支援等の居住系サービス等の各種サービスにおける内容の充実やサービス提供体制の構築に努めます。

②地域生活支援事業におけるサービスの充実

本市が実施主体となる地域生活支援事業について、障がいのある人が地域で安心して日常生活を送れるよう、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の各種サービスにおける質的・量的な充実を図り、個々のニーズや地域の実態に応じて柔軟に支援を提供できるように努めます。

○「日常生活を支えるサービスの充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
自立支援給付事業	<p>障害者総合支援法に基づき、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等のサービスを提供します。</p> <p>※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。</p>	社会福祉課
地域生活支援事業	<p>本市が地域の実情を勘案して実施する事業であり、移動支援事業、日中一時支援事業等の支援を提供します。</p> <p>※「第5章 障がい福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。</p>	社会福祉課
市要配慮者家庭ごみ戸別収集事業（新規）	<p>家庭ごみをゴミ集積場に持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者に対して、戸別に訪問して家庭ごみを収集する支援を行います。</p>	長寿福祉課 社会福祉課 生活環境課

(4) 発達障がい者への支援

【施策の方向】

発達障がいのある人それぞれの特性に応じた支援体制の構築や、発達障がいの理解促進に向けた広報・啓発活動を推進します。

①発達障がいの理解促進

医療機関や発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化に努めるとともに、外見からは分かりづらい発達障がいについて、個々の発達障がいの特性等も含め、更なる理解促進に向けた広報・啓発活動を推進し、発達障がいのある人が地域や職場等で適切な配慮を受けられるように努めます。

② 切れ目のない支援体制の構築

相談支援ファイル「かけはし」の活用や、青年期以降の連携等、継続した支援ができる体制の充実に努めます。

③未診断の発達障がい者への対応

成人するまで未診断の人が、必要時に円滑に相談できるよう、県発達障がい者支援センターや県発達障がい地域支援マネージャー等の相談窓口の周知を図ります。

(5) 障がいのある人の高齢化への対応

【施策の方向】

障がいのある人の高齢化に対応した環境づくりの推進や、サービスの提供体制の構築に努めます。

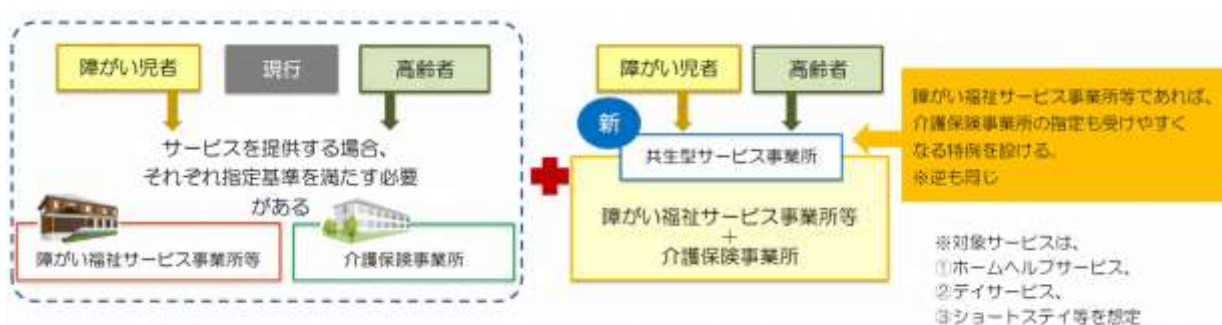
①高齢化を見据えた環境づくり

障がいのある人の高齢化への対応として、「親亡き後」を見据えたグループホーム等の整備や住宅のバリアフリー化を推進するとともに、介護保険サービスの円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービスの提供に努めます。

②共生型サービスの実施

同一の事業所で障がい福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する「共生型サービス」の実現を推進し、障がいのある人が高齢になっても、使い慣れた事業所においてサービスを継続利用できる体制の構築に努めます。

<共生型サービスのイメージ図>



(6) 経済的安定施策の周知

【施策の方向】

障がいのある人が安定した生活を営むための収入源となる手当や年金等、経済的支援施策の周知を図ります。

①年金制度・手当等の周知

相談支援事業所や市の福祉事務所等の窓口で、障がいのある人の生活安定のための障害基礎年金や、障がいのある人や障がいのある子どもに関する手当等の制度の周知を図ります。

②生活福祉資金貸付制度の周知と支援

障がいのある人の自立と生活の安定のため、南相馬市社会福祉協議会で実施している貸付制度について周知を行います。また、貸付制度を利用した障がいのある人に対して、計画的な返済の指導と支援について、南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所等と協力していきます。

○「経済的安定施策の周知」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい児福祉手当 (20歳未満)、 特別障がい者手当 (20歳以上)、 経過的福祉手当の支給	在宅の障がい児者に手当を支給し、生活の安定の一助と福祉の増進を図ります。 * 障がい児福祉手当と特別児童扶養手当は併給可能です。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある児童の保護者に対して手当を支給します。県事業のため、申請受付のみ行います。	こども家庭課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者に対して、医療費の自己負担分(保険診療分に限る)を助成します。	社会福祉課
在宅重度障がい者対策事業	在宅重度障がい者に対し、治療材料、衛生機材を給付し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
重度身体障がい者タクシー運賃助成事業	重度身体障がい者にタクシーの初乗り運賃を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能障がい者が人工透析のため医療機関へ通院するために要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
自立支援医療の推進	更生医療、育成医療に係る費用の自己負担額の上限を設定することにより、経済的な負担軽減を図ります。	社会福祉課
補装具費支給事業	障がいのある身体の機能を補うために用いられる補装具の購入や修理に係る費用の一部を支給します。	社会福祉課
日常生活用具給付等事業	日常生活をより円滑におくるための用具や住宅改修に係る費用の一部を助成します。	社会福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業(拡充)	軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成します。	社会福祉課

* 各事業には、資格要件があります。

3 障がいのある子どもへの支援の充実

(1) 障がいのある子どもへの支援

【施策の方向】

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもや保護者が、地域社会で安心して生活でき、必要とする支援が受けられるようにするため、関係機関等と情報を共有し、支援の充実を図ります。

① 障がいのある子どもへの支援

特別な支援を必要とする障がいのある子どもや発達に心配のある子どもについて、障がい児通所支援事業など必要とする適切な支援を受けて成長できるよう支援を行います。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族への適切な支援に向けて、地域自立支援協議会において、保健、医療、福祉、保育、教育等関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

② 障がいのある子どもの理解と周知

障がいのある子どもや保護者が、地域社会で安心して生活できるように、市民や企業等に対して障がいのある子どもの特性についてのパンフレット等を配布し、理解の促進に努めます。

また、児童・生徒への障がいの理解を促進するため、福祉教育を推進します。

③ 相馬地方児童発達支援連絡会議の実施（新規）

相馬地方児童発達支援連絡会議と連携し、児童の発達支援強化と関係機関の連携構築及び情報共有を図り、子どもと保護者が安心して生活できる地域づくりを推進します。

また、児童発達支援センターの設置や医療的ケア児の支援等について協議、検討を行い、相馬地方の連携構築及び情報共有を図っていきます。

○「障がいのある子どもへの支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
幼児通級指導（ことばの教室）事業	ことばやコミュニケーションに何らかの問題がある幼児に対し、個々に応じた言語指導を行います。	こども家庭課
母子健康包括支援センター事業	母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	健康づくり課
障がい児通所支援サービス及び障がい児相談支援	障がい児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。 ※「第6章 障がい児福祉計画の事業の展開」に事業内容等を掲載しています。	社会福祉課

（2）障がいのある子どもの親への支援

【施策の方向】

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等の解決や負担軽減のため、様々な支援や事業の充実を図ります。

① 障がいのある子どもの親への支援の充実

障がいのある子どもの親が持つ悩み・不安等を把握し、課題解決に向けて必要な情報提供や相談支援等を行います。また、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実や、ペアレント・プログラム等を実施し、障がいのある子どもの親の負担軽減を図ります。

○「障がいのある子どもの親への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
ペアレント・プログラム講座	子育てにむずかしさを感じる保護者を対象に、楽しく子育てをする自信をつけることを目的とし、子どもの行動の理解やほめて育てるコツを学ぶ機会を提供します。	こども家庭課
日中一時支援事業	心身障がい児等の日中の活動の場の確保や、その家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の提供を目的とし、心身障がい児等の放課後や長期休暇中の預かり等を実施します。	社会福祉課

(3) 切れ目のない支援体制の構築

【施策の方向】

障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない支援を提供するための体制整備に努めます。

① ライフステージに応じた切れ目のない支援

障がいのある子どもが、ライフステージに沿って適切な支援が受けられるように、相談支援ファイル「かけはし」¹や個別の教育支援計画「就学支援シート」²を活用し、保育園・幼稚園等や学校、障がい児福祉サービス事業所、就労支援事業所等との円滑な引継ぎや相談支援の充実等、本人や保護者の方が繰り返し説明する負担を軽減し、伝え忘れを防ぐことで、生涯にわたり一貫した切れ目のない支援を受けることができるようにしていきます。

② 相談支援ファイル「かけはし」の活用推進

相談支援ファイル「かけはし」は、療育の現場では未就学児から学童に切り替わる際などに、次の事業者への引継ぎとして有効活用されています。生涯にわたって支援が引き継がれるよう、今後は、相談支援ファイルの活用推進に向けてさらに周知を図ります。

(4) 保健・保育・教育・医療との連携

【施策の方向】

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、保健・保育・教育・医療機関との連携を図ります。

① 保健との連携

乳幼児健診や各種相談会により、障がいの早期発見・早期支援に努め、家庭や保育園等の適切な関わりや必要な支援を受けられるよう努めます。

② 保育機関との連携

保育園・幼稚園・認定こども園で、障がいのある子どもが適切な環境で育つことができるよう市で実施する巡回相談事業等を通じて、保育士等への指導・助言を行うとともに保健・教育機関や療育機関との連携を図ります。

¹ 進級・進学・就労するなどのライフステージが変わるときや、新たに福祉サービスを利用するときに、園や学校の先生、支援機関のスタッフなどと、支援の必要な方の普段の様子や関わり方、知っておいてほしい情報を共有するツール

² 支援が必要な子どもの就学に際して、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校に、子どもの支援に役立つ情報を円滑に引き継ぐためのツール

③教育機関との連携

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために保健・福祉・保育・教育・医療との連携の下、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を目指します。

また、障がいのある子どもや発達に心配のある子どもが、早期に療育を受けることができるよう教育機関も含めた関係機関が連携を図り、療育機関を利用している子どもについては、ケース会議等を開催し、支援方法についての共通理解を図ることができるよう努めます。

④福祉教育の推進

学校教育との連携により、福祉に関する理解と関心を深める活動や高齢者や障がいのある人との交流の推進に努めます。

⑤医療機関との連携

医療機関と連携して、重度障がい者の支援や、医療的ケア児に対する早期の支援体制整備に努めます。

⑥相馬支援学校地域支援センター「しせい」との連携

相馬支援学校の地域支援センター「しせい」と連携し、地域で共に学び共に生きる特別支援教育の理解啓発を図るとともに、地域における特別支援教育の体制整備を支援していきます。

○「保育・教育・医療との連携」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の実施	障がい児保育を実施している民間保育施設に補助金を交付するとともに、支援が必要な児童を受け入れるための保育環境の充実を図ります。	こども育成課
被災児童の心のケア支援事業	放課後児童クラブへ臨床心理士等の有資格者を派遣して、支援員への指導支援や課題のある児童への対応を実施し、児童の心のケアの充実を図ります。	こども家庭課
介助員の配置	心身に障がいのある児童生徒が市内の小中学校に就学する場合の適正な学習環境の確保を図るため、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課
健診における心理士の相談	乳幼児健診に心理士を配置し、発達の遅れや心配のある幼児の相談・指導を実施します。	健康づくり課
発達支援教室	乳幼児健診等で経過観察を要する児を対象に、親子で触れ合う遊びを通して健やかな発達を促すとともに、保護者が子どもの発達と関わり方を理解し、不安や悩みを軽減し安心して子育てできるよう支援します。	健康づくり課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等において発達面で経過観察を要する児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
ことばの相談会	ことばの発達に経過観察を要する児と保護者を対象に、言語聴覚士による検査や相談、言語指導等を実施します。	健康づくり課

(5) 発達障がい児への支援

【施策の方向】

発達障がいを持つ子どもの早期発見のため専門員による巡回等を行うとともに、関係機関との連携による支援体制の構築や教育環境の整備に努めます。

①発達障がい児の早期発見・支援

乳幼児健診や専門員による幼稚園・保育所等の施設への巡回・相談支援を行う「発達障がい等児童早期発見・早期支援事業」により、発達障がいを持つ子どもの早期発見に努めるとともに、教育機関や医療機関、発達障がい者支援センター等の関係機関との連携強化により、一人ひとりの状況や特性に応じた適切な指導や支援、情報提供等に努め、必要に応じて医療機関の受診や児童発達支援等の療育機関の利用を勧めます。また、支援の途切れがちな高校中退・卒業後の支援体制の構築に努め、社会参加に向けた支援に取り組みます。

②発達障がい児の教育環境の整備

発達障がいについて理解促進に努め、発達障がいを持つ子どもが他の子どもとともに安心して教育を受けられる体制を構築します。また、発達障がいを持つ子どもが個々の能力・特性に応じて適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備します。

② 通常学級における特別支援教育の充実

学校では、支援が必要な児童生徒に対して、管理職と特別支援コーディネーターが中心となり、校内体制を整え、関係機関と連携して対応します。また、教育的ニーズに基づいて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、支援の必要な児童生徒が、自分のもっている力を十分に発揮できるように、教育環境及び指導支援の充実を目指します。

○「発達障がい児への支援」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
発達障がい等児童早期発見・早期支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員による巡回相談、個別相談、保護者支援、相談支援ファイルの普及等を通し、発達障がいの早期発見・早期対応、及び切れ目のない一貫した支援体制の充実を目指します。	こども家庭課
学習支援員の配置	きめ細やかな指導の充実を図るため、小中学校学習支援員を配置します。	学校教育課

4 地域における支援体制の充実

(1) 地域自立支援協議会の運営の強化

【施策の方向】

地域における保健・医療・福祉・教育・就労等、多分野・多職種とのネットワークシステムの構築により、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや相談支援事業等を適切かつ円滑に実施していくため、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。

①地域自立支援協議会の運営強化

地域自立支援協議会においては、地域におけるネットワークシステムを活用し、障がいのある人に関する問題や課題を提起し、解決策を協議・検証します。

また、障がい福祉サービスの充実や相談支援事業等の適切かつ円滑な実施に結びつけるため、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の福祉力の向上を図ります。

○「地域自立支援協議会の運営の強化」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
南相馬市・飯館村地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で生活するうえで発生する問題や課題を検証し、解決のための方策等の協議を行います。	社会福祉課

(2) 関係団体との連携強化・充実

【施策の方向】

障がい者施策の充実を図るため、障がい者関係団体と行政との意見や情報交換を密にして、連携の強化を図ります。

①障がい者関係団体との連携強化

身体・知的・精神障がい者団体等と行政との意見や情報交換の場を増やすとともに、より連携を密にしながら、よりよい障がい者施策の推進を図ります。

また、障がい者関係団体等に地域自立支援協議会の委員としての協力を求め、課題の検証や解決等のための体制の強化を図ります。

②民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員、家庭児童相談員や相談支援事業所等の関係機関が連携を図り、相談活動の向上に努めます。

③障がい者等相談支援事業所・地域包括支援センター意見交換会の実施（新規）

障がいサービス利用者の円滑な介護保険サービスへの移行、障がい分野と高齢分野双方の業務理解を図ることを目的に意見交換会を定期的実施します。

(50音順)

団体名	関係する主な障がいの種別
あゆみの会	視覚障がいのある方を支援する会
いち・に・さんの会	精神障がいがある人の親の会
おひさまクラブ	障がいのある子とその家族の子育てサークル
家族会あおい麦	知的・精神に障がいがある人の親の会
しゃべり場 つぼみの会	発達支援子育てサークル
障がい児者ひまわりの会	障がい児・者の会
全国パーキンソン病友の会 福島県支部 相双方部会	パーキンソン病患者の会
太陽の会	精神障がいのある方の活動団体
パソコン要約筆記 南相馬	パソコン要約筆記により聴覚障がい者を支援する会
浜北聴障会	聴覚障がい
原町手話サークル耳通口	手話の勉強と聴覚障がい者との交流の会
福島県視覚障がい者協会 相双方部	視覚障がい
福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	自閉症児者の親の会
南相馬市身体障害者福祉会	身体障がい
南相馬市原町手をつなぐ親の会	身体や知的に障がいのある人の親の会
南相馬市福祉事業所連絡協議会	障がい福祉サービス事業所で構成された会
朗読ボランティアこだまの会	朗読により視覚障がい者を支援する会

(3) 福祉を担う人材の確保・養成

【施策の方向】

障がいのある人が安心した日常生活を過ごせるよう、必要な障がい福祉サービスが安定して提供できる人材の確保と養成に努めます。

①介護職(障がい福祉サービス部門)へ従事する人材の確保

i 介護職(障がい福祉サービス部門)への就労促進

ハローワーク等との連携の下に実施する「福祉のお仕事相談会」等を活用し、参加者に介護職(障がい福祉サービス部門)の理解を求めるとともに、障がい福祉事業所のパンフレットの配布等により、障がい福祉事業所の仕事の理解を深め、障がい福祉サービス部門への就労を促進します。就労後の支援としては、地域の研修体制の構築など、就労定着のための取組も今後検討します。

また、障がいのある人の福祉サービスの利用の利便性を高める同行援護・行動援護や移動支援等の支援者を養成する講習会等について、市のホームページや広報みなみそうま等を通じて周知します。

ii 手話奉仕員等養成事業等の開催による支援者の育成と確保

手話奉仕員等養成講座(2年間のカリキュラム)や朗読奉仕員養成講座を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人が必要とする奉仕員等としての支援ができる人材を育成するとともに、支援者育成のための指導者確保に努めます。

また、福島県が実施する手話通訳者養成講座等を相双地方でも開催できるよう連携、調整を行い、手話通訳者等の養成に努めます。

加えて、市のホームページや広報みなみそうま、声の広報発行业等を活用して、手話奉仕員等派遣事業について周知し、活用を図ります。

②南相馬市福祉のしごと就職説明会(新規)

介護に携わる職員不足が深刻化していることから、介護保険事業者で実施していた就職説明会に、障がい福祉事業者を新たに加え、「福祉のしごと就職説明会」を開催します。

③看護師の確保について(新規)

市内の福祉事業所における看護師等不足に対応するため、看護師等修学資金貸付制度の周知を図り、人材確保に努めます。

○「福祉を担う人材の確保・養成」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
手話奉仕員等養成事業	視覚障がい者や聴覚障がい者の意思疎通を図るため、手話・朗読の奉仕員等養成講習会等を開催します。	社会福祉課
看護師等修学資金貸付制度	看護師等の確保を目的に、本市の医療機関等(障がい福祉事業所を含む)において看護師等の業務に従事しようとする方に、在学期間中の修学資金等を貸付します。	社会福祉課 教育総務課

(4) 地域移行・地域定着支援の充実

【施策の方向】

関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、障がいのある人の地域生活への移行の促進に取り組むとともに、地域で自分らしい生活を送るための支援を行います。

①地域生活への移行の促進

相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関・団体と連携した支援体制の整備により、地域生活を支えるためのサービス提供体制の整備を進め、障がいのある人の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行の促進に努めます。また、入所施設との連携により、障がいのある人が在所時から地域生活への移行を見据えた取り組みや意識づくりができるような体制整備を行います。

②地域定着のための支援

地域で生活する障がいのある人本人の希望にあった暮らしができるよう、支援者だけでなく本人や家族等の意見・要望を汲み取り、障がい者一人ひとりの状況に合わせた住居の確保や日中の居場所・活動の場の整備を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活をするための支援に取り組みます。

③安定した生活への支援

災害公営住宅等に入居した方や避難先から戻った方が安定した生活を送れるよう、また避難先から帰還しようとしている方が、安心して南相馬市に戻って生活できるよう、相談支援体制や障がい福祉サービスの提供体制の基盤整備を図るとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携して支援に努めます。

(5) 地域生活支援拠点等の整備

【施策の方向】

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、「地域共生社会」実現のために精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築による総合的な相談支援等の実施を推進します。

①「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域共生社会を見据えた取組として、高齢者部門と障がい者部門との意見交換を行い、課題の共有と改善を通して、より良いサービス提供体制の構築を図るとともに、対応が困難な個別ケースについては、民生委員や地域住民、関係部門の専門多職種と連携して、支援体制の強化に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けて既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための仕組みについて検討していきます。

≪「地域共生社会」とは≫

子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、それぞれの枠組み、また、支え手側と受け手側という従来の関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会です。

②地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活への移行や親元からの自立等に係る支援、障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据えて、地域と連携する体制づくりをさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

整備にあたっては、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 地域生活支援部会において、地域におけるニーズや既存のサービスの整備状況等を整理し、この地域の実情に合った効果的な支援を行うことができるよう取り組みます。

また、緊急時の受け入れについては、補助金の活用や支援体制の強化を図ります。

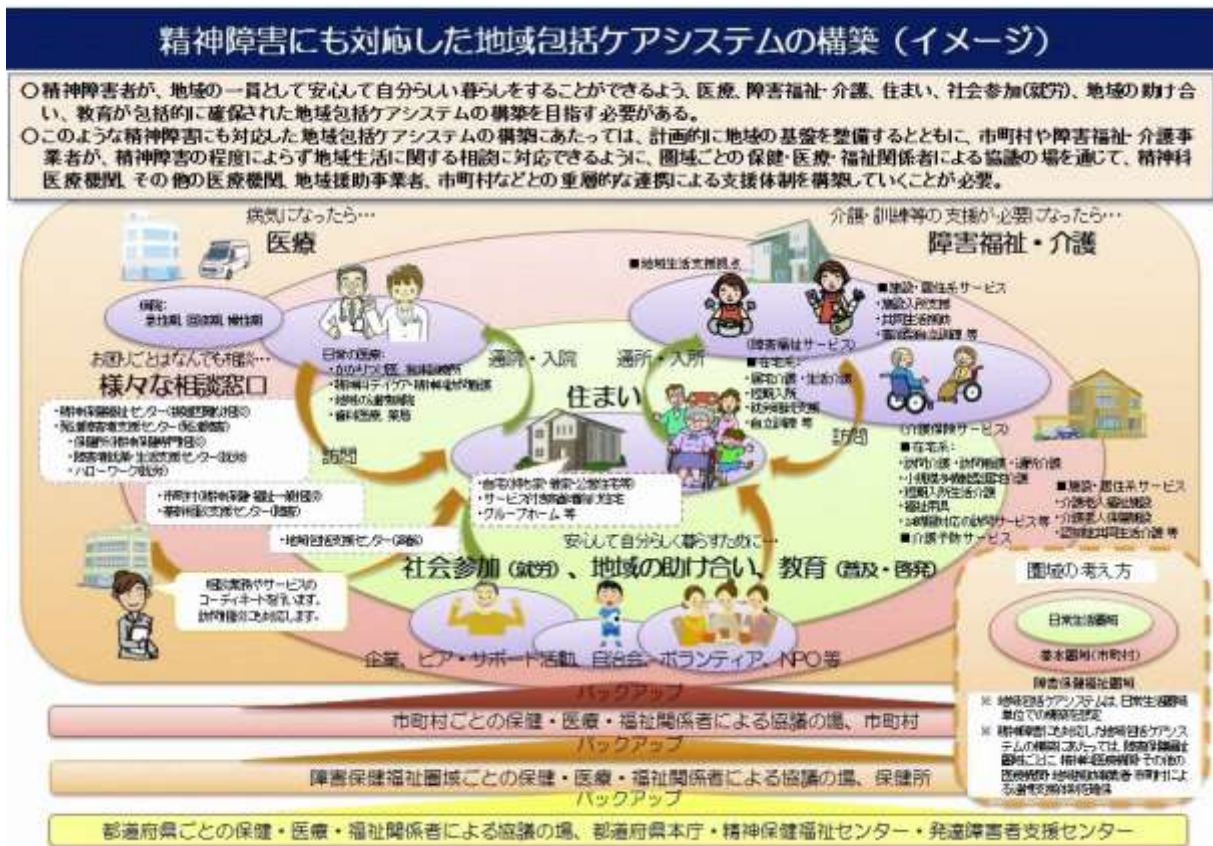


出典：厚生労働省

③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 29 年 2 月の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書（厚生労働省）では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障がいの一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明確にしました。

このことから、障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的・継続的に提供される、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に努めます。さらには、地域や障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター等の関係機関・団体との連携により、長期入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進し、地域の一員として自分らしく生活ができるよう、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の地域生活支援部会を協議の場とし、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行います。



出典：厚生労働省

5 保健・医療サービスの充実

(1) 健康づくりの推進

【施策の方向】

障がいの発生要因となる生活習慣病の予防と、疾病の重症化防止対策の充実に、積極的に取り組みます。

①生活習慣病の予防

健康的な生活習慣を身につけ、疾病が予防できる健康づくりを支援するため、ライフステージに応じた健康診査、健康教育、健康相談等の充実を図ります。

②重症化の防止

疾病にかかっても早期発見、早期治療により重症化を防止するため、関係機関等と連携し、障がいのある人でも健康診断を受けやすい体制づくりに努めます。

③受診継続の支援

精神疾患等は、服薬や受診の中断により症状の再燃につながるが多いため、体調管理のために関係機関で協力して受診継続の支援に努めます。

○「健康づくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
健(検)診事業	特定健診・各種がん検診を実施します。	健康づくり課

(2) 保健・医療との連携

【施策の方向】

保健・医療機関との連携を強化し、障がいのある人が健やかな生活を送れるよう支援します。

①保健・医療との連携強化

健診における診察や個別面談・各種相談会により、障がいの早期発見・早期支援に努め、家庭や保育園等の適切な関わりや支援を受けられるよう努めます。

また、障がいのある人や障がいのある子どもが、必要な療育や医療を受けられるよう、保健・医療との連携を強化します。

②障がいのある人や障がいのある子どもへの支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子どもへの支援のあり方についての情報を収集し、医療、保健、教育・保育機関及び児童相談所等と連携を図りながら支援体制を構築していきます。

③医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（新規）

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行うため、医療的ケア児等のコーディネーターを配置します。

また、医療的ケア児等が適切な支援を受けられることができるように、コーディネーターを中心とした連携体制の構築について検討していきます。

④医師の確保・医療機関の充実

障がいの早期発見と療育機関等との連携のため、専門的な医師を配置する小児科や精神科医院等の充実に努めます。

⑤医療機関の再開・整備

震災後、精神科を標榜する医療機関においては、避難指示区域の指定により休止している医療機関もあります。避難に伴い、転院を余儀なくされた方が、安心して帰還し、治療が受けられることができるように医療環境の整備に努めます。

(3) 心の健康の充実

【施策の方向】

心のケア事業との連携を強化し、障がいのある人が孤立せず、地域社会で共に安心した生活ができるよう支援します。

① 心のケア事業の周知

障がいのある人が日常生活のなかで、孤立しないように、民生委員・児童委員や相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人に対して心のケア事業等の周知を行い、地域で障がいのある人を見守り支援に関する協力が得られるよう、働きかけていきます。

また、一人暮らしなどにより地域社会との交流がなく、孤立しがちな障がいのある人に対して、「こころの健康相談会」などの情報を市のホームページや広報みなみそうまに掲載して周知を図ります。

さらに、精神に障がいのある人については、アウトリーチ³による家庭訪問等を実施し、支援の強化を図ります。

② 震災に関連した心のケアの充実

東日本大震災等による精神的な影響が見られる人に対して、「こころの健康相談会」等の情報を市のホームページや広報みなみそうまに掲載して周知を図ります。

さらに、震災後は、アルコール依存症や自殺への対応が求められており、また、避難先や災害公営住宅等で生活していることによるストレスやPTSDへの対処も重要になってきていることから、障がいのある人やその家族からの相談の受入機関の周知を図ります。

○ 「心の健康の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
心の健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等による心の健康相談会や電話、来所、家庭訪問等による相談を実施します。	健康づくり課

³ 精神障がい者が、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問を行うこと

6 社会参加の促進と自立への支援

(1) 障がいのある人の雇用（就労）の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が自立した生活を行い、社会参加をするうえで、雇用（就労）の場の確保は非常に重要となります。地域社会で働く場を確保するため、企業に対して障がいのある人の雇用に対する支援制度の周知やアプローチを行います。一般就労⁴を希望する方には、できる限り一般就労ができるよう支援を実施するとともに、一般就労が難しい方には福祉的就労⁵の場を提供し、障がいのある人が安心して働けるための支援をします。

①雇用促進のための制度の周知

企業等が障がいのある人を雇用することによって適用される助成制度について、ハローワーク相双や福島県立テクノアカデミー浜等の各関係機関との連携体制を強化し、企業等に対して啓発します。また、合理的配慮の理解について、引き続き広く市民への周知、啓発を図るとともに、就労支援部会等の場で周知や啓発方法について検討します。

②雇用の促進と安定

福島県における障がいのある人の雇用状況は、県内の対象企業（常用労働者数が45.5人以上規模の企業）に雇用されている障がい者数が過去最高となる一方、令和元年6月1日現在において、対象企業のうち法定雇用率（2.2%）を達成している企業が福島県全体で54.7%、相双管内で69.7%と、福島県全体では4割強の企業、相双管内では約3割の企業が法定雇用率に達していない状況にあります。引き続き障がいのある人の雇用の促進について、ハローワーク相双と情報交換を行いながら就労支援の推進を行います。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク相双等と連携しながら、企業や雇用主に対し障がいのある人の雇用への理解を求めるとともに、障がいのある人一人ひとりの能力に合った採用の増加や、トライアル雇用⁶等各種制度の周知と活用に努めます。さらに、公共団体においても、障がい者の法定雇用率を遵守するよう働きかけを行います。

⁴ 通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労を示す

⁵ 一般就労が困難な障がいのある方のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、就労継続支援事業所などの福祉施設等において生産活動に従事します

⁶ 労働者と雇用主が3か月以内の試用雇用契約を結び、適正や業務遂行の可能性等を見極めた上で、試用雇用終了後に本採用するかどうかを決める制度

③障がいのある人の就労機会の支援

i 職業、訓練情報等の提供

障がいのある人の就労に向け、企業における障がいのある人の雇用状況や就労に必要な技術の習得等のために、ハローワーク相双、福島県立テクノアカデミー浜など複数の関係機関で連携して実施している「障がいのある方に対する就職支援：委託訓練」の情報等の周知と活用を努めます。また、精神障がい者雇用トータルサポーター⁷、ジョブコーチ等が十分に活動できるように、関係機関と連携して必要な支援を行います。

ii 相談支援体制の充実

障がいのある人の働く場を確保して自らの能力を活かすことができるよう、ハローワーク相双や相双障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人の就職の相談や支援等に努めます。

④福祉的就労場の充実

福祉的就労場の確保と充実を図るために、就労を支援する事業所等に対して、障がい福祉サービスを充実して提供できるように、国や県等からの施設整備等に関する補助金等の情報を周知します。

⑤工賃の向上への支援

就労継続支援事業所等の事業所パンフレットの配布と市のホームページへの掲載により、事業所の商品や作業の提供を紹介して、市民や企業等による就労継続支援事業所等の利用と活用を推進するとともに、農福連携等による工賃向上、就労先確保への支援を行います。

⑥障がい者就労施設等からの物品等調達方針の推進

障害者優先調達推進法による市内の物品等調達方針を周知・実践し、障がい者就労支援施設等の受注の機会の確保と調達拡大に努めます。また、その実績を市のホームページへ掲載し公表します。

(参考) 平成 29 年度実績：6,701,720 円 平成 30 年度実績：9,981,542 円
令和元年度実績：10,904,642 円

○「障がいのある人の雇用（就労）の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相双地域障がい者就職面接会	障がい者を積極的に雇用する意思のある事業所等と就職を希望する障がい者が一堂に会して相対方式による面接会を実施し、障がい者の就職促進、就職機会の拡大及び事業主への啓発を行います。	社会福祉課 (ハローワーク相双・福島労働局)
障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会（新規）	障がい者雇用の促進と理解を深めることを目的とし「障がい者と企業をつなぐわかりやすい説明会」を開催し、障がい特性の説明や障がい者雇用についての理解促進を図ります。	社会福祉課 (地域自立支援協議会就労支援部会)

⁷ 精神障がいに関する専門的知識を有しており、ハローワークにおいて雇用事例の収集や職場実習の実施、就職後のフォローアップ等、精神障がい者に対する総合的・継続的な支援を行っている

(2) 就労定着に向けた支援

【施策の方向】

障がいのある人の就労後の職場定着に向けて、継続した支援を行うことで安心して仕事を続けられる環境づくりに取り組みます。

① 職場定着に向けた支援の充実

障がいのある人が安心して働き続けることができるように、企業や相双障害者就業・生活支援センター、就労継続支援事業所等との連携により、就労後の環境変化による生活面の課題の把握に努めるとともに、相談体制づくりやフォローアップ研修の実施、ジョブコーチの活用など、受け入れ時から就労後まで継続した支援を行い、就労者の職場定着に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

【施策の方向】

スポーツやレクリエーション、文化活動、余暇活動を通じて地域の人々との交流や、楽しみや生きがいづくりにつなげていけるよう、支援体制の整備を図ります。

① スポーツ・レクリエーション活動の充実

i 利用者支援体制の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション等の活動促進を図るため、スポーツ等をする際の支援体制の充実に努めます。

ii 施設の条件整備の充実

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション等を楽しむことができるよう、公共施設への情報支援機器の設置等、障がい者に配慮した施設の整備に努めます。

② 生涯学習・芸術文化参加の支援

i 障がいのある人や障がいのある子ども等の作品展の開催支援

障がいのある人や障がいのある子ども等による絵画、書、手工芸等の作品を展示し、市民の障がいのある人や障がいのある子ども等に対する理解を深めます。

ii 芸術文化活動への支援

障がいのある人や障がいのある子ども等の創造性を育み、生活に潤いを与える絵画、書、彫刻、デザイン、演劇等、芸術文化活動への取り組みを支援します。

iii 図書館等の利用への支援

視覚障がい等により、一般的な図書の利用が難しい障がいのある人や障がいのある子ども等に対する支援として、市立図書館等にさわる絵本、点字・録音図書、対面朗読、文字活字読上装置等の整備を推進します。

③交通・移動手段の充実

障がいのある人や障がいのある子ども等がスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加するため、企業等に対して低床バス等の導入を推進して移動手段等の充実に努めます。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用や移動支援や同行援護等を促進し、移動手段の確保を図ります。

④レクリエーション支援用具の無償貸出（新規）

フライングディスクやフロアホッケー用具等を無償で貸出し、障がい者の体力増進、社会参加や地域社会との交流の機会確保を図ります。

○「スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい者スポーツ交流会開催事業（1(1)の再掲）	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)を開催します。	社会福祉課
おひさまといっしょに開催支援事業（1(1)の再掲）	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
手話によるおはなし会	障がいのある子ども一人ひとりにあった読書活動を支援するため、手話によるおはなし会を開催します。	中央図書館 社会福祉課

7 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

(1) やさしいまちづくりの推進

【施策の方向】

公共施設及び民間施設や交通機関におけるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインについて普及啓発を行い、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい施設となるようこれらに配慮した施設整備を推進します。

また、外部からの情報伝達に工夫の必要な、視覚や聴覚に障がいのある人にとって住みやすい環境づくりを推進します。

① 人にやさしい施設整備の推進

歩道等の拡幅・段差の解消や色を統一した視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改修を行うほか、白杖や車椅子を使用しても歩きやすい道の整備箇所の拡大を検討します。

また、バリアフリーマップの周知及び配布を行うとともに、バリアフリーマップの内容を充実させる取り組みを進めます。

② 施設案内板等の設置

聴覚に障がいがある人や視覚に障がいがある人への配慮のため、市内施設等の音声案内版の設置を推進します。

③ 公共施設等の施設整備の充実

公共施設や交通施設等に障がい者用駐車場、多目的トイレ、スロープ等の整備の充実を推進します。

また、公共施設については、ユニバーサルデザインに基づき整備するとともに、バリアフリー化を進めます。

④ 公園等の設備整備の充実

福島県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備基準により、公園等の設備整備の充実を推進します。

○ 「やさしいまちづくりの推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
社会資本整備総合交付金等事業	障がい児者、高齢者、児童等の安全確保のため、歩道の確保、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロック等の設置を行います。	土木課・都市計画課
人にやさしいまちづくり条例の推進	福島県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課

(2) 障がいのある人の生活の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、グループホームの充実や市営住宅の優先入居、住宅改修への支援等を行います。

①グループホーム等の整備促進

単身生活が困難な障がいのある人の生活の場の確保策として、グループホーム等の整備促進を図ります。

②市営住宅の住環境の改善等

市営住宅等長寿命化計画⁸に基づき行う市営住宅の建替え、改修等の整備にあたっては、障がいのある人が住みよい住環境の整備に努めます。

また、入居について障がいのある人の「優先制度」を周知します。

③住宅改修への支援

日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費補助制度の広報を市のホームページや広報みなみそうまを利用して行い、障がいのある人が暮らしやすい住環境の整備を図ります。

また、住宅改修関連会社に対しても、住宅改修費補助制度に関する情報提供を行い、該当する住宅の改修に際しては、障がいのある人が利用しやすい制度になるよう理解の促進を図ります。

○「障がいのある人の生活の場の確保」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付事業： 住宅改修等	日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費により、障がい者が暮らしやすい住宅の整備を図ります。	社会福祉課
公営住宅整備事業 (バリアフリー化)	障がい者や高齢者に配慮し、市営住宅の建設や改修に際しては、バリアフリー化を推進します。	建築住宅課

⁸ 地域の実情に応じた計画的な建替えや計画的な修繕など、効率的かつ計画的なストックマネジメントを目指すための中長期的な維持管理計画

(3) 防犯対策の推進

【施策の方向】

障がいのある人に対する防犯対策の普及啓発に努めるとともに、緊急時における通報・連絡体制の充実を図ります。

①安全で安心なまちづくりの推進

障がいの有無に関わらず、すべての市民の協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域や警察等との連携を図ります。

②緊急時の通信体制の充実

i 緊急時の情報媒体の充実

障がいのある人が緊急時において、迅速に通報し、適切なサービスを受けられるような情報媒体の充実・活用や、民間事業所との連携による連絡体制の確保に努めます。

ii 聴覚障がい者の緊急通報ファックスの周知

消防署に事前登録しておくことで、自宅での火災や急病の際にファックス送信による連絡をすることができる緊急通報ファックスの周知を図ります。

○「防犯対策の推進」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
安心見守りネットワーク	市民が、地域から孤立することなく安心して生活できる環境を確保するため、事業所、警察署及び市の連携によって孤立死等の発生を未然に防ぐことを目的に、事業所等と行政が協定を結び、連絡体制を構築して実施します。	社会福祉課

(4) 災害対策

【施策の方向】

災害時要配慮者に対する防災対策の普及啓発に努めます。

また、東日本大震災等の災害の経験を活かし、地域における自主防災組織や警察、消防、福祉事業所等との連携を強化し、緊急時における避難支援体制の充実を図ります。

①防災ネットワーク体制の確立

i 災害時要配慮者対策の推進

自主防災組織や民生委員・児童委員、相談支援事業所等との連携を強化するとともに、災害時における要配慮者の安否確認や自宅にいる要配慮者への支援のプロセスの構築、情報伝達及び福島県原子力災害広域避難計画の内容も踏まえた避難誘導の体制確立など、地域の防災ネットワークづくりの推進とその支援に努めます。

ii 災害時要配慮者等への防災意識の啓発推進

災害時要配慮者やその家族と地域住民の防災意識の高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、防災意識の啓発を推進します。

また、平常時の備えとしては、各地域の居宅における災害リスクやハザードマップについて確認していただくことが重要であるため、啓発の推進にあたっては福島県で作成している『ふくしまマイ避難ノート』の活用も図ります。

②避難時の支援体制の充実

避難が長期化した場合においても安全・安心な避難生活が送れるよう、災害時要配慮者の避難を踏まえた施設・設備の整備に努め、指定避難所の運営体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者名簿や災害時の個別避難計画の作成を推進する際には福祉事業所と連携した対応を実施する等、日常から災害時に備えた避難支援体制の充実を図ります。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により、避難の考え方が変化していることから、指定避難所の運営、要配慮者への避難支援体制などのあり方についても検討していきます。

③福祉避難所の運営体制の整備

要配慮者が指定避難所での避難生活に困難が生じ、「福祉避難所」が開設された場合には、要配慮者の円滑な移動・移送に努めるとともに、安心した避難生活を送れるよう福祉資機材の備蓄や輸送の支援体制の構築を推進します。

また、災害時要配慮避難支援センター（仮）の設置について検討します。

④ 災害時の情報提供体制の充実

i 災害時の情報提供媒体の活用

視覚障がい者や聴覚障がい者など、周りからの情報を得ることが困難な人が情報を取得できるよう、多様な情報提供手段の確保に努めます。また、災害時に情報を受け取れる場所や手段についての周知を図ります。さらに、緊急情報等メールサービス（防災メール）の加入促進や防災ラジオの配布等を行い、災害時の迅速な情報提供体制の充実を図ります。

ii 市ホームページによる周知

聴覚に障がいのある人が、視覚により災害情報が取得できるよう、市ホームページの災害情報を充実させるとともに、周知を図ります。

⑤ 避難訓練の実施

市の防災訓練時において、福祉避難所として指定した施設との連携による、自主防災組織と共同の災害時要配慮者避難訓練を行い、障がいのある人が災害時に速やかに避難し、安心した避難生活ができるよう備えます。

また、地域での障がいのある方の避難について、自主防災組織へ協力を求めています。

(5) 感染症対策

【施策の方向】

新型コロナウイルス等の感染症に対応するため、感染症対策の推進に努めます。

① 感染防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症等の感染防止のため、マスクの着用、手洗い・手指消毒、3密（密集、密接、密閉）の回避など「新しい生活様式」を徹底することや、感染が継続している地域に移動する場合には、改めてその必要性を慎重に判断することなど、感染防止対策の推進に努めます。

② 感染症に配慮した交流の普及啓発

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の影響により、対面での交流が困難な状況に対して、直接対面しなくても交流を図れる方法（ICT活用）などの普及啓発・支援に努めます。

③ 障がい福祉事業所に対する感染症対策への支援

感染症を想定した訓練の実施や感染症拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であるため、障がい福祉事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、障がい福祉事業所等職員への感染症に関する研修を実施してまいります。

また、感染症発生時の必要な物資の確保・配布については、県と連携して対応してまいります。

(6) 情報提供の充実

【施策の方向】

視覚や聴覚に障がいのある人が円滑かつ速やかに必要な情報が得られるよう、情報メディア等の媒体を活用して、情報提供の充実に図ります。

①情報提供体制の充実

障がいのある人が、日常生活を送るうえで必要な情報が容易に得ることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実に努めます。

○「情報提供の充実」の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業 (2(1)の再掲)	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をCD(デイズ)に録音し、配布します。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が公的機関等に赴く場合など、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳士等を派遣します。	社会福祉課
登録手話奉仕員スキルアップ研修会	市に登録している手話奉仕員の手話による意思疎通の技術向上のため、登録手話奉仕員スキルアップ研修会を行います。	社会福祉課

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

第5章 障がい福祉計画の事業の展開

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものです。本計画では、第5期障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

1 成果目標の設定

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。目標値の達成に向けて、必要な環境整備等を積極的に推進します。

第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 地域生活移行者の増加：令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
- 施設入所者数の削減：令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上を削減

●第5期計画の実績

項目	数値	考え方
目標値	8人	平成28年度末時点の施設入所者数（95人）のうち8人（8.4%）の地域生活への移行を目標としていました。
実績値	5人	
目標値	2人	平成28年度末時点の入所者数（95人）を2人減（2.1%）することを目標としていました。
実績値	3人	

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	92人	令和元年度末時点の入所者
目標年度入所者数（B）	90人	令和5年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行人数（C）	6人	令和元年度末時点の施設入所者から地域生活への移行する者の見込み
	6.5%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み（率）	2人	令和元年度末時点から令和5年度末までの施設入所者の削減数（A-B）
	2.2%	削減割合（A-B/A）

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について成果目標としたことを踏まえ、国の指針に基づき、精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、保健・医療・福祉が連携した会議の場において、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。

第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
協議回数	1回/年	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
参加者数	20人	協議の場における、参加者数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等を整備します。また、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証や検討を行います。

第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討する

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
整備数	1か所	令和5年度末時点の整備か所数
検証・検討回数	1回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行を図る」という考え方にに基づき、就労移行の支援が円滑に行われるよう、支援体制の充実を図り、今後、福祉施設から一般就労へスムーズに移行できるように、ハローワーク相双等の関係機関との連携を図るとともに、就労先の確保に努めます。

この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨や目的、実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する利用者の目標値についても設定します。

第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】	
○ 福祉施設から一般就労への移行：令和元年度実績の1.27倍以上	
○ 就労支援事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.30倍以上	
○ 就労継続支援A型事業を利用した一般就労移行者の増加： 令和元年度実績の1.26倍以上	
○ 就労継続支援B型事業を利用した一般就労移行者の増加： 令和元年度実績の1.23倍以上	

●第5期計画の実績

項目	数値	考え方
【目標値】 一般就労移行者数	9人	平成29年度の一般就労移行者数（6人）の1.5倍以上
実績値 一般就労移行者数	4人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	5人	平成28年度の就労移行支援事業利用者数（4人）の2割以上増加
実績値 就労移行支援事業利用者数	4人	令和元年度の就労移行支援事業利用者数

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	4人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	10人	令和元年度実績の1.27倍以上
令和元年度の就労移行支援事業利用一般就労者数	2人	令和元年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業利用一般就労者数	5人	令和元年度実績の1.30倍以上
令和元年度の就労継続支援A型事業利用一般就労者数	0人	令和元年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業利用一般就労者数	1人	令和元年度実績の1.26倍以上
令和元年度の就労継続支援B型事業利用一般就労者数	2人	令和元年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業利用一般就労者数	4人	令和元年度実績の1.23倍以上

②就労定着支援事業利用者数

障がい者のある方の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数に係る目標値を設定します。

第6期計画の成果目標の設定

<p>【国の目標値】 ○ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用</p>

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
【目標値】(再掲) 一般就労移行者数	10人	令和5年度の一般就労移行者数
【目標値】 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	7人	令和5年度の一般就労移行者数の7割

③就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）に係る目標値を設定します。

第6期計画の成果目標の設定

<p>【国の目標値】 ○ 就労定着支援事業による就労定着率：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする</p>
--

●第6期計画の目標値

項目	数値	考え方
令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数	0か所	就労定着支援事業所のうち、令和元年度の就労定着率が8割以上の事業所数
令和5年度の就労定着支援事業所数（見込）	1か所	令和5年度の就労定着支援事業所数の見込み
【目標値】 就労定着率が8割以上になる就労定着支援事業所数	1か所	令和5年度の就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国が「相談支援体制の充実・強化等」を成果目標としたことを踏まえ、国の基本指針に基づき、基幹相談支援センターを中心として、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することに努めます。

第6期計画の成果目標の設定

<p>【国の目標値】</p> <p>○ 総合的・専門的な相談支援： 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する</p> <p>○ 地域の相談支援体制の強化： 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>

●第6期計画の目標値

(1) 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項目		考え方
【目標値】 実施の有無	有	令和5年度の実施の有無

(2) 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項目	数値	考え方
【目標値】 指導・助言件数	36回	令和5年度の指導・助言件数

(3) 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項目	数値	考え方
【目標値】 支援件数	6回	令和5年度の支援件数

(4) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項目	数値	考え方
【目標値】 実施回数	10回	令和5年度の実施回数

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

市職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが求められています。また、請求の過誤を無くし、適正な運営を行っている事業所が確保されるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

第6期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用：
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する

●第6期計画の目標値

(1) 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項目	数値	考え方
【目標値】 参加人数	15人	令和5年度の参加人数

(2) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項目	数値	考え方
【目標値】 体制の有無	有	令和5年度の体制の有無
【目標値】 実施回数	1回	令和5年度の実施回数

2 自立支援給付事業の推進

「自立支援給付事業」は、国で事業内容が決められています（実施主体は南相馬市）。そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割（定率負担）ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。なお、各サービスの提供体制については、状況に応じて人材確保・育成を図っていくなど、体制の整備に適宜努めます。

	訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○療養介護 ○短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援
訓練等給付	/	<ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助 (グループホーム) ○自立生活援助
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援 		
補装具費			
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ○育成医療 ○更生医療 ○精神通院医療 		

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

<居宅介護>

障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

<行動援護>

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障がい支援区分6（児童については区分6に相当する支援の度合）で意思の疎通に著しい困難を伴う人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	837.75 時間分 (49人)	1,070.75 時間分 (48人)	1,400 時間分 (39人)			1,358 時間分 (45人)	1,546 時間分 (48人)	1,690 時間分 (50人)
目標値	1,120 時間分 (46人)	1,142 時間分 (47人)	1,164 時間分 (48人)					
達成率	74.8%	93.8%	120.3%					

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「時間分」とは、1か月あたりのサービス利用時間の総数。()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の訪問系サービスの利用時間数を基に、サービスの利用の増加の見込時間数、精神障がい者等の地域生活への移行に伴う見込時間数等から、各年度の目標値時間数を見込みました。

利用希望は多いため利用者増を目標とし状況の改善に努めます。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が、地域の中で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業所に対し、積極的に各種事業の実施を働きかけていきます。また、精神障がい者等の地域生活への移行に伴い、サービス提供体制の整備に努めます。

訪問系サービスについては、障がいの種別に関わらず、すべてのサービス利用を希望する障がいのある人に対し、事業所においてスムーズなサービス提供が行われるよう、各種研修会の情報提供や、事業所間の連携と情報交換を行い、居宅介護事業の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

<生活介護>

常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

<自立訓練（機能訓練）>

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<自立訓練（生活訓練）>

生活を営むうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

<就労移行支援>

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

<就労継続支援（A型）>

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

<就労継続支援（B型）>

企業等や就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人、就労アセスメントにより就労に係る課題等の把握が行われている人等を対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込月間量】

区分	実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	2,536 人日分 (136人)	2,633 人日分 (139人)	2,640 人日分 (141人)	2,800 人日分 (140人)	2,800 人日分 (140人)	2,800 人日分 (140人)
目標値	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)	2,900 人日分 (145人)			
達成率	87.4%	90.8%	91.0%			
自立訓練(機能訓練)	0 人日分 (0人)	20 人日分 (1人)	20 人日分 (1人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)
目標値	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)			
達成率	0.0%	90.9%	90.9%			
自立訓練(生活訓練)	64 人日分 (4人)	106 人日分 (6人)	84 人日分 (5人)	112 人日分 (8人)	126 人日分 (9人)	129 人日分 (10人)
目標値	220 人日分 (10人)	220 人日分 (10人)	220 人日分 (10人)			
達成率	29.1%	48.2%	38.2%			
就労移行支援	32 人日分 (2人)	79 人日分 (4人)	101 人日分 (人)	82 人日分 (4人)	106 人日分 (5人)	108 人日分 (5人)
目標値	60 人日分 (4人)	60 人日分 (4人)	60 人日分 (4人)			
達成率	53.3%	131.7%	168.3%			
就労継続支援(A型)	57 人日分 (3人)	50 人日分 (3人)	38 人日分 (2人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)
目標値	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)			
達成率	86.4%	75.8%	57.6%			
就労継続支援(B型)	3,848 人日分 (212人)	4,125 人日分 (228人)	3,830 人日分 (228人)	4,370 人日分 (230人)	4,465 人日分 (235人)	4,560 人日分 (240人)
目標値	3,800 人日分 (200人)	3,895 人日分 (205人)	3,990 人日分 (210人)			
達成率	101.3%	105.9%	96.0%			

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。
()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

＜生活介護＞

障がい支援区分が3以上の人（50歳以上の場合区分2以上）に該当する人の見込み数を基礎として、現利用者とアンケート調査結果から算出しました。

＜自立訓練（機能訓練）＞

現在の身体障がい者の施設の利用者数を基礎として、アンケート調査結果を勘案して算出しました。

＜自立訓練（生活訓練）＞

新たに利用が見込まれる人数を含め、福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

＜就労移行支援＞

現在の福祉施設利用者のサービス利用期間と、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

＜就労継続支援（A型）＞

現在のサービス利用者数を基本とし、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

＜就労継続支援（B型）＞

現在のサービス利用者数を基本とし、福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査の結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

福祉施設入所者の中には、生活介護サービス以外にも自立訓練や就労移行支援を経て地域生活への移行を目指す障がいのある人もいるため、サービス提供事業所に対し、支援体系が利用者のニーズに合ったもので、かつ充実が図られるように協力を求めています。

また、福祉施設に対して情報提供を行っていくとともに、障がいのある人の地域生活への移行・地域定着を進めるうえでも、サービス提供事業所間の連携を強化し、障がいのある人が障がい福祉サービスを自由に選択できるような体制づくりを推進していきます。

②療養介護

＜療養介護＞

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養介護		14人	13人	14人	14人	14人	14人
目標値		14人	14人	14人			
達成率		100.0%	92.9%	100.0%			

※各年度3月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

現在の療養介護の利用者数を基本とし、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

相双管内には療養介護を提供できる障がい福祉サービス事業所が無いことから、利用希望者に対しては、医療機関や市外及び県外の障がい福祉サービス事業所と調整し、協力体制を図りながらサービスの提供を支援します。

③短期入所

<短期入所>

居宅で介護する人が病気等の理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度		実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所	35 人日分 (11人)	24 人日分 (7人)	25 人日分 (3人)	40 人日分 (8人)	50 人日分 (10人)	60 人日分 (12人)		
目標値	120 人日分 (12人)	130 人日分 (13人)	140 人日分 (14人)					
達成率	29.2%	18.5%	17.9%					

※各年度3月の実績及び推計値。単位の「人日分」は、1か月あたりのサービス利用日数の総数。

()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の短期入所の利用者数を基本として、利用者数の伸びや新たに利用が見込まれる精神障がい者等の地域生活への移行・地域定着による利用者数、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

短期入所は介護者のレスパイトケアとしての役割もあり、様々な目的での短期入所利用が増加する中、障がいのある人が必要な時に利用できるよう、事業所等の協力を得て、短期入所施設の確保に努めます。

④就労定着支援

＜就労定着支援＞

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス見込年間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労定着支援		0人	0人	0人	1人	1人	2人
目標値		1人	1人	2人			
達成率		0.0%	0.0%	0.0%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

就労移行者の状況や福祉施設の現時点での意向やアンケート調査結果等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

サービス対象者に対する事業の周知に努めるとともに、事業所に対する事業実施の働きかけを行います。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援

<自立生活援助>

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

<共同生活援助（グループホーム）>

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

<施設入所支援>

地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込月間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助		1人	3人	3人	3人	4人	4人
目標値		2人	4人	6人			
達成率		50.0%	75.0%	50.0%			
共同生活援助 (グループホーム)		68人	67人	66人	70人	75人	80人
目標値		70人	76人	82人			
達成率		97.1%	88.2%	80.5%			
施設入所支援		95人	92人	92人	92人	91人	90人
目標値		95人	94人	93人			
達成率		100.0%	97.9%	98.9%			

※各年度3月の実績及び推計利用者数。

◇必要量の見込み

＜自立生活援助＞

福祉施設の現時点での動向や地域生活への移行者、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

＜共同生活援助（グループホーム）＞

現在のサービスの利用者数を基礎として、サービスの利用者数の伸びや、精神障がい者等の地域生活への移行・地域定着を含め、福祉施設からグループホームへの移行者数、アンケート調査結果等を勘案して算出しました。

＜施設入所支援＞

現在の施設入所者数を基礎として、将来の地域生活への移行・地域定着や新たに見込まれる利用者数を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人の施設入所から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスの実施事業所によるグループホームの施設整備を促進するとともに、市民に対しては、障がいのある人が地域で共に生活するために、障がいの種類や特性、障がい福祉施設の内容等の広報活動を、市のホームページや広報みなみそうま等を活用して、積極的に周知します。

(4) 相談支援

＜計画相談支援＞

市が指定する指定特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも6か月に1回は継続サービス利用支援を行いサービスが適当かを検討します（モニタリング）。

＜地域移行支援＞

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

＜地域定着支援＞

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

【サービス見込年間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援		421人	418人	415人	431人	441人	451人
目標値		424人	434人	444人			
達成率		99.3%	96.3%	93.5%			
地域移行支援		1人	1人	0人	4人	5人	5人
目標値		3人	3人	3人			
達成率		33.3%	33.3%	0.0%			
地域定着支援		1人	1人	1人	3人	3人	3人
目標値		2人	4人	6人			
達成率		50.0%	25.0%	16.7%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

障がい福祉サービスの利用が見込まれる者で、計画相談を現在利用している人、福祉施設や精神障がい者等の地域生活への移行・地域定着の移行数と新たに計画相談を利用する人を見込んで、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスが選択でき、また生活状況も含めて適切にアドバイスが受けられるよう、相談員や相談支援専門員の確保及び育成を図るとともに、相談支援事業の充実に取り組みます。

また、障がい福祉サービスでは支援として対応が不十分なケースについては、医療機関のデイケアや訪問看護等のサービスの選択も視野に入れた体制を整えていきます。

3 地域生活支援事業の実施

「地域生活支援事業」は、南相馬市が地域の実情を勘案して事業の内容を決定します。この事業を利用する場合の利用者負担額（手数料）は、条例により定めています。

平成 25 年度からは、難病等の指定(平成 27 年 1 月には 130 疾病から 151 疾病に拡大、平成 27 年 7 月には 332 疾病に拡大、平成 29 年 4 月には 358 疾病に拡大、平成 30 年 4 月には 359 疾病に拡大、令和元年 7 月には 361 疾病に拡大。)を受けた人も障がいの範囲に加わり、障がいの範囲が拡大されたため、それぞれの障がいの状況に応じた障がい福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の対応を行います。

○理解促進研修・啓発事業	○相談支援事業
○成年後見制度利用支援事業（追加）	○コミュニケーション支援事業
○日常生活用具給付等事業	○移動支援事業
○地域活動支援センター機能強化事業	○訪問入浴サービス事業
○日中一時支援事業	
○社会参加促進事業	
・スポーツ・レクリエーション教室開催事業	・点字・声の広報等発行事業
・奉仕員養成研修事業	・自動車運転免許取得・改造費助成事業
○発達障がい者等に対する支援（追加）	

（1）理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

（2）相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障がいの種別に関わらず、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

<基幹相談支援センター>

成年後見制度に関する普及啓発及び相談支援等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応が難しい個別事例への同行支援や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

また、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域生活への移行に向けた取り組み等を実施します。

【サービス見込量（事業所数、設置有無）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
目標値		6 か所	6 か所	6 か所			
達成率		83.3%	83.3%	83.3%			
基幹相談支援センター		検討	検討	設置	1 か所	1 か所	1 か所
目標値		検討	検討	検討			
達成率		—	—	達成			

◇必要量の見込み

＜障害者相談支援事業＞

5 か所の指定特定相談支援事業所に相談支援事業を委託しておりますが、すべての事業所が委託相談支援業務と計画相談支援業務を担っており、相談支援専門員の業務量が増大しています。新たに新設された基幹相談支援センターと連携し、引き続き5 か所の相談支援事業所において、相談支援体制の充実を目指します。

＜基幹相談支援センター＞

市内及び圏域で相談支援体制の検討を行いながら、令和2年度に基幹相談支援センターを設置しました。相談支援体制のさらなる充実を目指します。

◇必要量確保のための方策

相談員・相談支援専門員の業務が煩雑になっていることから、定期的な相談支援事業所連絡会の開催により、事業所が担う基本相談等の均等化を図るとともに、事例検討等により相談員・相談支援専門員の技術の向上に努め、相談支援の充実・強化を図ります。

また、児童の支援に関する高い専門性を持った相談支援専門員の養成や確保、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議していきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

＜成年後見制度利用支援事業（追加）＞

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を扶助することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
成年後見制度 利用支援事業	1人	0人	1人				
目標値				2人	2人	2人	
達成率							

◇必要量の見込み

＜成年後見制度利用支援事業＞

平成29年度に事業を開始しました。これまでの利用者数を勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が制度を利用し希望した生活が送れるよう、制度の周知を各サービス提供事業所等と協力して行っていきます。

(4) コミュニケーション支援事業

＜手話通訳者・要約筆記者派遣事業＞

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		97人	84人	84人	108人	120人	120人
目標値		48人	48人	48人			
達成率		202.1%	175.0%	175.0%			

◇必要量の見込み

1回に複数人の派遣が必要な要約筆記の利用が増加していることと、手話等への理解及び普及に関する取り組みを実施し、手話等を使用しやすい環境を整備していくことから、利用量の増加を見込みました。

◇必要量確保のための方策

手話奉仕員については、障がいのある方の医療機関の受診や行政手続きの同行には、専門用語を使用した手話通訳が求められていることから、様々なニーズに対応できるよう手話通訳者等の養成に取り組み、意思疎通の仲介に必要な技術と知識を習得した支援者の育成と確保に努めます。

また、手話等を使用しやすい環境を整備していくため、手話や要約筆記等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に向けた周知・啓発を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

<日常生活用具給付等事業>

在宅の重度障がい者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

【サービス見込量（給付件数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具		7件	2件	4件	3件	3件	3件
目標値		5件	3件	3件			
達成率		140.0%	66.7%	66.7%			
自立生活支援用具		11件	7件	5件	6件	6件	6件
目標値		5件	5件	5件			
達成率		220.0%	140.0%	100.0%			
在宅療養等支援用具		13件	7件	5件	6件	6件	6件
目標値		12件	10件	10件			
達成率		108.3%	70.0%	50.0%			
情報・意思疎通支援用具		34件	11件	5件	8件	8件	8件
目標値		15件	8件	8件			
達成率		226.7%	137.5%	62.5%			
排泄管理支援用具		1,348件	1,383件	1,397件	1,400件	1,400件	1,400件
目標値		1,500件	1,500件	1,500件			
達成率		89.9%	92.2%	93.1%			
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		4件	0件	3件	3件	3件	3件
目標値		3件	3件	3件			
達成率		133.3%	0.0%	100.0%			

◇日常生活用具の用途及び形状

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

出典：厚生労働省資料

◇必要量の見込み

これまでの給付実績を基礎として、障がいのある人の地域生活移行者の割合や障がい者施設での利用者数を勘案し、見込量を算出しました。在宅障がい者の生活を支援するため、実施している事業を継続することを目標とします。

◇必要量確保のための方策

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人が必要とする用具が的確に支給できるよう、制度について市のホームページや広報みなみそうま等を活用して周知に努めます。

(6) 移動支援事業

＜移動支援事業＞

屋外での移動が困難な全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込量（利用者数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援事業		5人 68時間	7人 101.5時間	6人 126時間	10人	10人	10人
目標値		8人 144時間	9人 162時間	10人 180時間			
達成率		47.2%	62.7%	70.0%			

※平成30年度、令和元年度は年間の利用延人数・時間、令和2年度は年間推計値を掲載。

◇必要量の見込み

今年度のサービス利用が見込まれる者を基礎としてアンケート調査結果や地域のニーズを勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人がサービスを希望通り利用できるよう、市内で移動支援事業が実施できるよう関係機関に協力を求めています。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

＜Ⅰ型＞

地域活動支援センター(Ⅰ型)は、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

＜Ⅱ型＞

地域活動支援センター(Ⅱ型)は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

＜Ⅲ型＞

地域活動支援センター(Ⅲ型)は、利用者10人以上、概ね5年以上の実績、法人格等の要件を満たす小規模作業所等です。

本市では、平成18年10月から、国の基準を満たす小規模作業所を地域活動支援センターとして指定し、機能強化事業補助金を交付して事業の向上を図ってきました。指定施設が他の福祉サービス事業所へ移行したことにより、市内に地域活動支援センターはない状況ですが、地域のニーズを確認し、必要な支援を検討します。

(8) 訪問入浴サービス事業

<訪問入浴サービス事業>

身体障がい者の居宅を訪問して入浴のサービスを行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。対象者は、重度身体障がい者（児）で、自宅や日中活動の場での保清の確保が困難な人です。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業		5人	4人	3人	3人	3人	3人
目標値		2人	2人	2人			
達成率		250.0%	200.0%	150.0%			

◇必要量の見込み

これまでの利用実績を基礎として、利用者数が増加することを見込みました。

◇必要量確保のための方策

事業に関する広報活動を行い、在宅の重度障がい者の日常生活を継続的に支援します。市外に避難している利用者についても、市内利用と同様のサービスの提供が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携を図ります。

(9) 日中一時支援事業

<日中一時支援事業>

障がい児者の日中における活動を確保し、障がい児者の家族の就労支援及び障がい児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、就学している障がい児の放課後または在宅障がい者の日中の支援を図ります。

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
日中一時支援事業	34人	45人	33人	45人	45人	45人	
目標値	32人	32人	32人				
達成率	106.3%	140.6%	103.1%				

◇必要量の見込み

現在の日中一時支援事業の利用者数を基礎として、土日の利用者が増加しているため新たな利用者を見込みました。

◇必要量確保のための方策

本事業の目的は、障がいのある人や障がいのある子どもの介護者の、日中の介護負担の軽減でもあることから、利用者の希望に添えるよう事業所との調整に努めます。

また、市外に避難している利用者についても、避難先でも同様のサービスが受けられるよう、サービス提供事業所と今後とも連携を図ります。

(10) 社会参加促進事業

＜スポーツ・レクリエーション教室開催事業＞

各種障がいのある人のスポーツ・レクリエーション大会等を支援し、参加の機会を広げます。

＜点字・声の広報等発行事業＞

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、市の広報、視覚障がい等のある人に関係する事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報等を提供します。

＜奉仕員養成研修事業＞

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的として、朗読・手話の奉仕員養成講習会等を開催します。

＜自動車運転免許取得・改造費助成事業＞

下肢、体幹、聴覚障がい者が就労等の社会復帰のため自動車運転免許を取得する場合、及び重度の肢体不自由の障がい者が就労等の目的で自己所有の自動車を運転するために必要な改造を行う場合、費用の一部を助成します。

【サービス見込量（年間数）】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
スポーツ・レクリエーション教室開催事業 (事業件数)		2件	2件	0件	2件	2件	2件
目標値		2件	2件	2件			
達成率		100.0%	100.0%	0.0%			
点字・声の広報等 発行事業(利用者数)		16人	16人	16人	16人	16人	16人
目標値		16人	16人	16人			
達成率		100.0%	100.0%	100.0%			
手話・朗読奉仕員養成 等講座 (開催回数)		42回	43回	6回	45回	45回	45回
目標値		50回	50回	50回			
達成率		84.0%	86.0%	12.0%			
手話奉仕員養成講座 (受講者数)		12人	7人	0人	10人	10人	10人
目標値							
達成率							
朗読奉仕員養成講座 (受講者数)		21人	21人	20人	20人	20人	20人
目標値							
達成率							
自動車運転免許 取得・改造費助成 事業(助成件数)		2人	2人	3人	3人	3人	3人
目標値		3人	3人	3人			
達成率		66.7%	66.7%	100.0%			

※平成30年度、令和元年度は年間の事業件数・利用延人数・開催回数、令和2年度は年間推計値を掲載。

◇必要量の見込み

これまでの事業の実績を基礎として、目標値を算出しました。

◇必要量確保のための方策

いずれの事業も地域で生活する障がいのある人が社会参加をするために必要不可欠な事業であることから、利用者の希望に沿って実施することができるよう、利用者の意見・要望の聴取に努めるとともに、委託して実施する事業については、委託先との連携により事業の充実を図ります。

その中で奉仕員養成研修事業については実績値に基づいて開催回数の目標値は下回ると見込んでいますが、効果的な事業になるよう関係機関と検討し、事業を実施していきます。

(11) 発達障がい者等に対する支援

＜発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保（追加）＞

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング等を実施し、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

【受講者数見込量（受講者数：延べ人数）】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	H30	R1			R2	R3	R4
ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	11人	0人		7人	7人	7人
目標値							
達成率							

◇必要量の見込み

これまでの受講者数の実績を勘案し、見込み量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

南相馬市子育て応援Webサイト「げんきッズ！！ネット」等を活用した支援プログラム等の周知を図り、保護者等の参加促進に努めます。

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第6章 障がい児福祉計画の事業の展開

第2期南相馬市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。本計画では、第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画とされていることから、第6期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

1 成果目標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

第2期計画の成果目標の設定

【国の目標値】

- 児童発達支援センターの整備：各市町村または各圏域に1か所以上設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築：
各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備：
各市町村または各圏域に1か所以上確保
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置：
令和5年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置するとともに医療的ケア児等コーディネーターを配置（市町村は圏域での設置も可）

① 児童発達支援センターの整備

児童発達支援に加えて保育所等訪問支援、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど障がい児支援の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」については、相双管内に整備される状況には至っていません。

本市においては、地域の児童発達支援事業所等が、センター的機能の役割をになっている状況があることから、まずは、地域自立支援協議会において、地域のニーズやセンターの役割等を整理し、どのような支援が必要かなどを協議するとともに、相双保健福祉事務所や近隣市町村とも連携を図りながら協議を行います。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

専門職員による保育所や小学校等への訪問支援を行う「保育所等訪問支援」については、相双管内でサービスを提供できる事業所はないことから、地域自立支援協議会において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた協議を行うとともに、障がい児通所支援事業所と調整し、協力体制を図りながらサービス提供体制の構築に向けて支援します。

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

重度の身体障がいと知的障がい重複した状態にある「重症心身障害児」については、一般の障がい児通所支援事業所では支援を受けることが困難であり、重症心身障害児への支援に対応した事業所は少ない状況にあります。

本市においては、重症心身障害児の支援を行っている事業所があることから、地域の事業所において重症心身障害児が希望するサービスを受けられるよう、支援体制の構築を図ります。

④保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

近年の医療技術の進歩により、これまでであれば命を落としていた重度の疾患・障がいのある子どもを救えるようになったことなどを背景として、経管栄養や人工吸引など何らかの医療的な配慮が必要な「医療的ケア児」が増加しています。

本市では、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については南相馬市・飯館村地域自立支援協議会こども部会を協議の場としています。また、令和2年度に医療的ケア児等に関するコーディネーターを2名配置しています。

今後は、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、地域自立支援協議会こども部会において協議を行うとともに、コーディネーターとの実際の連携方法や具体的な働きかけ等について検討していきます。

●第6期計画の目標値

(1) 関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
令和2年3月31日時点の協議の場の数	1か所	令和元年度末の整備か所数
【目標値】協議の場の数	1か所	令和5年度末までの整備か所数

(2) コーディネーターの配置

項目	数値	考え方
令和2年3月31日時点の配置数	0人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	2人	令和5年度末までの配置数

2 障がい児通所及び障がい児相談の事業の充実

本市には、障がい児通所支援事業として、障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練を行う福祉サービスの「児童発達支援」と、放課後や夏休み等に、就学している障がいのある子どもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図る放課後等の居場所づくりとしての「放課後等デイサービス」を実施している事業所があります。

今後は、乳幼児健診時に経過観察となる子どもの数が増えていることも踏まえ、障がいの状況に応じ、必要なサービスが提供できるよう、相談支援体制の充実を図りながら、障がい児通所支援事業や保育所等訪問支援事業を進めます。

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◇障がい児通所支援サービス内容について

<児童発達支援>

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

<医療型児童発達支援>

障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。

<放課後等デイサービス>

障がいのある就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

<保育所等訪問支援>

療育経験のある専門職員が保育所や小学校等を訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう支援を行います。

<居宅訪問型児童発達支援>

重症心身障がい児等の重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込月間量】

区分	実績値		推計値	目標値		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	358 人日分 (66人)	389 人日分 (68人)	436 人日分 (73人)	476 人日分 (78人)	515 人日分 (82人)	559 人日分 (87人)
目標値	406 人日分 (58人)	434 人日分 (62人)	455 人日分 (65人)			
達成率	88.2%	89.6%	95.8%			
医療型児童発達支援	3 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)	3 人日分 (1人)	3 人日分 (1人)	3 人日分 (1人)	3 人日分 (1人)
目標値	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)			
達成率	60.0%	40.0%	60.0%			
放課後等デイサービス	1,116 人日分 (139人)	1,275 人日分 (155人)	1,416 人日分 (182人)	1,540 人日分 (201人)	1,628 人日分 (212人)	1,692 人日分 (220人)
目標値	1,188 人日分 (132人)	1,233 人日分 (137人)	1,260 人日分 (140人)			
達成率	93.9%	103.4%	112.4%			
保育所等訪問支援	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)
目標値	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)	2 人日分 (1人)			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	0 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)	5 人日分 (1人)
目標値	0 人日分 (0人)	0 人日分 (0人)	5 人日分 (0人)			
達成率	0.0%	0.0%	0.0%			

※各年度3月の利用実績及び推計値。単位の「人日分」とは、1か月あたりのサービス利用日数の総数。()内は利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の利用者数を基礎として、アンケート調査結果や、事業所の開設状況、新規の利用者数の伸び等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、各事業所の状況を把握しながら、サービス提供の充実を図るよう努めます。保育所等訪問支援事業については、関係機関と連携しながら、体制整備に努めます。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援事業については、サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障がい児等の把握に努めます。

(2) 障がい児相談支援

<障がい児相談支援>

指定障がい児相談支援事業者が障がい児通所支援サービスの支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成します。また、支給決定後においては、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

【サービス見込年間量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援		214 人分	232 人分	280 人分	295 人分	310 人分	325 人分
目標値		210 人分	220 人分	230 人分			
達成率		101.9%	105.5%	111.3%			

※各年度の実績及び推計利用実人数。

◇必要量の見込み

現在の利用者数を基礎として、新規の利用者数の伸び等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

児童の相談支援を対応する指定障がい児相談支援事業者は現在3か所であり、うち2か所は障がい者の相談支援を対応する指定特定相談支援事業者等も兼ねていることから、速やかな相談支援が提供できない状況にあります。利用者の伸びに応じ、相談員・相談支援専門員の人材の育成及び確保について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、NPO法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけ、サービス提供の充実を図ります。

(3) 子ども・子育ての支援等における体制整備

<子ども・子育て支援等における体制整備>

障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握に努め、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における支援体制の整備に努めます。

また、障がいのある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。